

第十六回国会 衆議院 電氣通信委員會會議録 第四号

(三三)

昭和二十八年六月二十四日(水曜日)

午後一時三十三分開議

出席委員

委員長 成田知巳君

理事 岩川 與助君 理事 堀原時三郎君

理事 橋本登美三郎君 理事 小泉 純也君

理事 原 茂君 理事 松前 重義君

理事 中村 梅吉君 理事 庄司 一郎君

齋藤 憲三君 廣瀬 正雄君

甲斐 政治君 三輪 壽壯君

出席國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

郵政事務次官 飯塚 定輔君

郵政事務官(大臣官房電氣通信監理官) 金光 昭君

郵政技官(大臣官房電氣通信監理官) 庄司 新治君

委員外の出席者

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

六月二十三日

公衆電氣通信法案(内閣提出第九一號)

有線電氣通信法案(内閣提出第九二號)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出第九三號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

参考人招致に関する件

公衆電氣通信法案(内閣提出第九一號)

有線電氣通信法案(内閣提出第九二號)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出第九三號)

の審査を本委員会に付託された。

有線電氣通信法案(内閣提出第九二號)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出第九三號)

の審査を本委員会に付託された。

有線電氣通信法案(内閣提出第九二號)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出第九三號)

の審査を本委員会に付託された。

有線電氣通信法案(内閣提出第九二號)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出第九三號)

○成田委員長 これより開会いたします。

昨日日本委員会に付託されました公衆電氣通信法案、有線電氣通信法案並びに有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案、右三法案を一括議題として審査を進めます。

まず政府より提案理由の説明を求めます。塚田郵政大臣。

公衆電氣通信法案

公衆電氣通信法

第一章 總則(第一條—第十二條)

第二章 電報(第十三條—第二十四條)

第三章 電話(第二十五條—第五十五條)

第四章 公衆電氣通信設備の專用(第五十六條—第六十七條)

第五章 料金(第六十八條—第八十條)

第六章 土地の使用(第八十一條—第一百四條)

第七章 雜則(第一百四條—第一百九十六條)

第八章 罰則(第一百九十六條—第二百六十六條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を迅速且つ確実な公衆電氣通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 電氣通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること。

二 電氣通信設備 電氣通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

三 公衆電氣通信役務 電氣通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電氣通信設備を他人の通信の用に供すること。

四 公衆電氣通信設備 もつぱら公衆電氣通信役務を提供するための電氣通信設備

五 公衆電氣通信業務 公衆電氣通信役務を提供する業務

(利用の公平)

第三条 日本電信電話公社(以下「公社」という。)、第七條又は第八條の規定により公衆電氣通信業務を委託された者及び第四十一條第二項の契約を公社と締結した者並びに国際電信電話株式会社(以下「公社」という。)、及び第九條の規定により国際電氣通信業務を委託され

た者は、公衆電氣通信役務の提供について、差別的取扱をしてはならない。

(検閲の禁止)

第四条 公社又は公社の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の確保)

第五条 公社又は公社の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 公衆電氣通信業務に従事する者は、在職中公社又は公社の取扱中に係る通信に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(業務の停止)

第六条 公社又は公社は、天災、事變その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、重要な通信を確保するため必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従ひ、公衆電氣通信業務の一部を停止することができる。

(公衆電氣通信業務の委託)

第七条 公社は、電報の受付、伝送若しくは配達(電話による送達、着信の場合における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。)、電話の加入に關する事務、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電氣通信役務の料金の収納に關する事務を郵便局において行うことが適當であるときは、これを郵政大臣に委託することができる。

第八条 公社は、前条の規定による委託をすることができないときは、左の各号に掲げる事務をそれぞれ各号に掲げる者に委託することができる。

一 有線電氣通信法(昭和二十八年法律第 号)第二条第二項に規定する有線電氣通信設備であつて、公衆電氣通信設備以外のもの(以下「私設電氣設備」という。)を設置している者又は電波法(昭和二十五年法律第百三十一號)第四条の規定により無線局を開設している者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、その電氣通信設備を利用して取り扱う電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電氣通信役務の料金の収納に關する事務

二 電報又は電話に關する現業事務を取り扱う公社の事業所からの距離が遠い地域に住居する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報又は電話に關する現業事務を取り扱う公社の事業所の近傍に住居する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報

の配達に関する事務又はその事務に係る電報に関する料金の収納に関する事務

四 日本銀行又は日本電信電話公社(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十七条第一項但書の規定により公社が現金を預け入れることができる金融機関にあつては、公衆電気通信業務の料金の収納に関する事務

五 公社にあつては、公衆電気通信業務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

六 前各号に掲げるものの外、公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合する者にあつては、公衆電気通信業務の取扱に関する事務の一部又はその役務の料金の収納に関する事務

第九条 公社は、国際電気通信業務に属する電報(以下「国際電報」という。)の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信業務による通話(以下「国際通話」という。)の取扱若しくは交換又は国際電気通信業務の料金の収納に関する事務を他の者に委託することができる。

第十条 公社は、第八号第五号の規定により公社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項であつて、郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公社が前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託する場合に準用する。

(国際電気通信業務)

第十一条 国際電気通信業務に関する条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第十二条 公社が行うことができる国際電気通信業務は、政令で定める。

2 公社が行うことができる国際電気通信業務は、前項の政令で定めるものの以外のものである。

第二章 電報

(電報の種類)

第十三条 電報の種類は、左の通りとする。

一 通常電報

第十四条 特別電報以外の電報

二 特別電報

イ 報道電報 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙であつて、その発行部数が公社が定める数以上であるものに掲載し、又は放送事業者(電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)が放送をするためのニュース又は情報(「広告を除く。以下単に「ニュース」という。)を内容とする電報であつて、その日刊新聞紙を発行する新聞社(以下単に「新聞社」という。)若しくは放送事業者又はこれらにニュースを供給することを主たる目的とする通信社(以下単に「通信社」という。)の機関相互間のもの(口からニまでに掲げるものを除く。)

ロ 報道無線電報 船舶、航空機その他の交通機関に開設される無線局により送信されるニュースを内容とする電報であつて、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間のもの

ハ 同報無線電報 国の機関又は新聞社若しくは通信社が公務に関する事項又は政治、経済、文化その他公共的な事項に関する報道を、一月以上の期間を通じて毎日、公社が定める数以上の同じ受取人において、又は航行中の同じ船舶若しくは航空機に於て発信する電報であつて、無線の方式により伝送されるもの

ニ その他利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

2 公社は、前項第二号イの規定により日刊新聞紙の発行部数を定めようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(電報の伝送及び配達の順序)

第十四条 電報は、左の順序によりその伝送及び配達をするものとする。

一 至急電報

二 普通電報

三 翌日配達電報

2 前項の規定により順序が同一である電報相互間の順序は、その受付又は受信の先後によつて定めらる。

3 翌日配達電報は、その受付の日には、配達をしないものとする。

第十五条 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、前条の規定にかかわらず、他の電報に先だつて伝送及び配達をする。

第十六条 前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通報することを要する事項で公社が定めるものを内容とする電報であつて、公社が定める者相互間のものは、第十四条の規定にかかわらず、他の電報(前条に規定するものを除く。)に先だつて伝送及び配達をする。

2 公社は、前項の規定による定をするには、あらかじめ、その基準について郵政大臣の認可を受けなければならない。

(通常電報の種類)

第十七条 通常電報は、翌日配達電報たるものを除く。は、左の二種に区別する。

一 市内電報 その電報を受け付ける電報取扱局(電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七号の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八号第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。)の配達区域(その電報取扱局が配達区域を有しないときは、その所在の場所を配達区域に含む他の電報取扱局の配達区域)内又はその所在する市町村

の区域内にある者にあつて電報

二 市外電報 前号以外の電報

2 前項第一号の適用に関しては、特別区の存する区域は、一の市の区域とみなす。

(特殊取扱)

第十八条 発信人は、その発信する電報について、照合(電報の伝送又は電気通信設備による電報の受付若しくは送達に当り、照合する取扱。以下同じ。)その他の特殊の取扱であつて、公社が定めるものを請求することができる。

(配達先)

第十九条 電報は、あて名に記載された場所に配達をするものとする。但し、公社又は公社が定めるところに従い、あらかじめ自己に於て電報を配達すべき場所を指定した者に於ては電報は、その指定した場所に配達をする。

2 電報取扱局(電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所及び第九号の規定により電報に関する事務を委託されている者を含む。以下この章において同じ。)からの交通が著しく困難であつて、公社又は公社が郵政大臣の認可を受けて定める地域内の場所をあて名に記載した電報は、前項の規定にかかわらず、配達電報取扱局に留め置き、受取人が来るのを待つて交付することができる。

(正当の配達)

第二十条 この法律に規定する手続を経て電報の配達をしたときは、正当の配達をしたものとみなす。

(免責)

第二十一条 この法律に規定する手続を経て電報の配達をしたときは、正当の配達をしたものとみなす。

第二十一条 公社又は会社は、その責に帰することができない事由により電報の配達をすることができない場合において、その旨を発信人に通知したときは、配達の責を免かれるものとする。但し、第七十八条第一項第一号の規定の適用を妨げない。

(誤配達の電報)
第二十二條 電報の誤配達を受けた者は、すみやかに電報取扱局にその電報を返し、又はその旨を通知しなければならない。

2 公社又は会社は、前項の規定による電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

(取扱の停止及び契約の解除)
第二十三條 公社又は会社は、月額若しくは年額をもつて料金が定められて電報の利用者又は電報の料金について後払の取扱を受けている者がその料金の支払を怠つたときは、料金の支払があるまで、その者について、その電報の取扱を停止し、又はその電報の取扱の契約を解除することができ

る。

2 公社又は会社は、電気通信設備による受付をした電報の発信人がその料金の支払を怠つたときは、その料金の支払があるまで、その者について、その電気通信設備による電報の受付をしないことができる。

(国際電報)
第二十四條 第十三条から第十八条までの規定は、国際電報については、適用しない。

2 国際電報と国際電報以外の電報との間の伝送及び配達の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第三章 電話

(電話の種類)

第二十五條 その交換に関する事務が電話取扱局(電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七條の規定により電話の交換に関する事務を委託されている郵便局及び第八條第一号、第五号又は第六号の規定により電話の交換に関する事務を委託されている者)をいう。以下同じ。)によつて行われる電話(船舶、航空機その他の交通機関に設置する無線電話及び公社が業務上の必要により設置する電話を除く。)は、左の通りとする。

一 加入電話 公社と特定の者との契約により設置する電話
二 公衆電話 加入電話以外の電話

(加入電話の種類)
第二十六條 加入電話は、その電話回線並びに電話回線に接続する電話機(第三十六條に規定する附属的なものを除く。以下この条において同じ。)及び交換設備により、左の三種に区別する。

一 単独電話 一つの電話機及びこれと電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの
二 共同電話 二個以上の電話機及びこれらと電話取扱局の交換設備との間の共通に使用される部分を有する電話回線からなるもの

三 構内交換電話 交換設備及びこれにより接続される電話機並びにその交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線からなるもの

2 単独電話及び共同電話にあつては、その電話機の数をもつて、構内交換電話にあつては、その交換設備と電話取扱局の交換設備との間の電話回線の数をもつて、加入電話の数とする。

3 共同電話の種類は、その電話機の数により、公社が定める。

(加入契約)
第二十七條 公社との間に、加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信業務の提供を受ける契約(以下「加入契約」という。)を締結することができるときは、一の加入電話につき一人に限る。

(加入電話の電話機等の設置場所)
第二十八條 単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備(以下「構内交換設備」という。)の設置の場所は、公社と加入契約を締結した者(以下「加入者」という。)の居住の場所、事務所若しくは事業所又は加入者たる法人の役員、加入者の使用人その他の加入者の行う事業に従事する者の居住の場所でない限りならない。

2 前項の規定は、法人でない社團又は財団であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものの代表者が加入者である場合において、その社團又は財団の事務所若しくは事業所又はその役員、使用人その他の社團又は財団の業務に従事する者の居住の場所に単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換設備を設置するときは、適用しない。

3 構内交換電話の電話機(以下「内線電話機」という。)の設置の場所は、これを接続する構内交換設備が設置される場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。)又はこれに準ずる区域(その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。)でなければならない。

4 前項の規定は、第四十一条第二項の契約の条項に従つてその契約に係る内線電話機を設置するときは、適用しない。

(加入区域)
第二十九條 公社は、その区域内における加入電話の設置についての加入契約の申込(以下「加入申込」という。)を承諾すべき区域を指定しなければならない。

2 公社は、前項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により指定した区域(以下「普通加入区域」という。)について、その区域外であつても、別に公社が定める額の料金の支払があることを条件として加入申込を承諾する区域を指定しなければならない。

3 公社は、前二項の規定による指定をするに当つては、一の区域ごとにその地域の社会的経済的諸条件、行政区域、加入電話の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信

の場所に単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換設備を設置するときは、適用しない。

3 構内交換電話の電話機(以下「内線電話機」という。)の設置の場所は、これを接続する構内交換設備が設置される場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。)又はこれに準ずる区域(その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分。以下同じ。)でなければならない。

4 前項の規定は、第四十一条第二項の契約の条項に従つてその契約に係る内線電話機を設置するときは、適用しない。

(加入区域)
第二十九條 公社は、その区域内における加入電話の設置についての加入契約の申込(以下「加入申込」という。)を承諾すべき区域を指定しなければならない。

2 公社は、前項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により指定した区域(以下「普通加入区域」という。)について、その区域外であつても、別に公社が定める額の料金の支払があることを条件として加入申込を承諾する区域を指定しなければならない。

3 公社は、前二項の規定による指定をするに当つては、一の区域ごとにその地域の社会的経済的諸条件、行政区域、加入電話の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信

役務を提供するに要する原価を考慮しなければならない。

4 普通加入区域及び第二項の規定により指定した区域(以下「特別加入区域」という。)内の加入電話は、当該普通加入区域内の電話取扱局(当該区域内に二以上の電話取扱局があるときは、公社が指定するもの)に収容するものとする。但し、業務の遂行上支障がなく、且つ、特に必要があると認められる場合において、別に公社が定める額の料金の支払があるときは、他の普通加入区域内の電話取扱局に収容することを妨げない。

(加入申込の承諾)
第三十條 公社は、公社の予算範囲内においては、普通加入区域及び特別加入区域(以下「加入区域」と総称する。)内における加入電話の設置についての加入申込並びに加入区域外における加入電話の設置についての加入申込(その設置が業務の遂行上支障がないと認められるものであつて、別に公社が定める額の料金の支払があるものに限る。)の全部を承諾しなければならない。

2 公社は、公社の予算範囲内においては、前項に規定する加入申込の全部を承諾することができないときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な加入電話に係る加入申込を優先的に承諾しなければならない。

3 公社は加入申込に係る加入電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は加入申込に係る共同電

話による通話が著しく多いと認めるときは、その加入申込に係る加入電話の種類(共同電話の種類を含む。以下同じ)を変更することを条件として、その加入申込を承諾することができる。

4 加入区域外の加入電話を収容すべき電話取扱局は、公社が指定する。

第三十一条 公社は、左に掲げる場合は、加入申込を承諾しないことができる。

一 加入申込に係る加入電話の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二 加入申込をした者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

三 加入申込をした者が加入申込の日前一年以内にその加入申込に係る加入区域外の電話取扱局に収容されていた加入電話に係る電話加入権(加入者が加入契約に基づいて加入電話により公衆電気通信役務の提供を受ける権利をいう。以下同じ)を譲渡した者であるとき。

(普通加入区域内の加入電話の特別負担)

第三十二条 公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつたときは、その加入電話の設置のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを負担することを条件として、加入申

込を承諾することができる。

2 前項の規定による負担であつて、二以上の加入電話の設置のため同一の線路を新たに設置する場合におけるその線路に係るものは、その加入電話の加入申込をした者が共同して負担するものとし、その各別の負担額は、線路の利用の割合を考慮して公社が定める。

3 公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、第一項の規定による負担をさせて設置した線路(設置の後五年以上経過したものを除く。)の全部又は一部を利用してその加入電話の設置を行うことが経済的であると認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について同項の規定により負担させた額(当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者に負担させた額を除く。)の一部を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

4 公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、加入申込をした者が前項の規定により負担した額を、その線路について既に第一項又は前項の規定による負担をした者当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者を除く。)に返還しなければならない。

5 公社が業務の遂行上支障がないと認めるときは、加入申込をした者は、第一項又は第三項の規定に

より負担する額のうち物件又は業務の費用の額に相当する部分については、物件又は業務の提供をもつてその支払に代えることができる。

(加入電話の種類の変更等)

第三十三条 加入者は、公社が定める条件に従い、加入電話の種類の変更、構内交換設備若しくは内線電話機の増設若しくは変更又は加入電話の電話機若しくは構内交換設備の移転(その加入電話の設置の場所と同一の構内(内線電話機については、同一の構内又はこれに準ずる区域)に限る。)若しくは一時撤去を請求することができる。

2 公社は、共同電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は共同電話による通話が著しく多く、その共同電話の電話回線による他の加入者の通話に著しく支障を及ぼすと認めるときは、その共同電話につき加入電話の種類を変更することができる。

3 前条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外において、第一項の規定による加入電話の種類の変更の請求があつた場合に準用する。

(設置の場所の変更)

第三十四条 加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話が収容されている電話取扱局の加入区域内の場所又はその加入区域外であつて加入電話の設置が業務の遂行上支障がないと認められる場所に、加入電話の設置の場所を変更すべきことを請求することができる。

る。

2 第三十二条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外の場所に変更することに係る前項の規定による請求があつた場合に準用する。

(準用規定)

第三十五条 第三十条第一項及び第二項の規定は、前二条の規定による請求があつた場合に準用する。

(附属機器の設置)

第三十六条 加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話について、転換器により加入電話の電話回線に接続する電話機その他の附属機器であつて、公社が定めるものの設置を請求することができる。

(加入電話設備の修理又は復旧)

第三十七条 公社は、加入電話の設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したときは、すみやかに、これを修理し、又は復旧しなければならない。

2 第三十条第二項の規定は、滅失した加入電話の設備を前項の規定により復旧する場合に準用する。

(電話加入権の譲渡等)

第三十八条 電話加入権の譲渡は、公社の承認を受けなければ、その効力を生じない。

2 公社は、前項の承認を求められたときは、電話加入権を譲り受けようとする者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるときでなければ、その承認を拒むことができる。

3 電話加入権の譲渡があつたときは、譲受人は、加入者の有していた一切の権利及び義務を承継する。

る。

4 電話加入権は、質権の目的とすることができない。

第三十九条 加入者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、加入者の地位を承継する。

2 前項の規定により加入者の地位を承継した者は、承継の日から六月以内にその旨を公社に届け出なければならぬ。この場合において、相続により加入者の地位を承継した者が二人以上あるときは、そのうちの一人を代表者と定め、これを届け出なければならぬ。

3 前項後段の規定による代表者の届出がないときは、公社が代表者を指定するものとする。

4 前二項の代表者の変更は、公社に届け出なければ、その効力を生じない。

5 代表者は、公社に対して加入者を代表する。

(電話加入原簿)

第四十条 公社は、郵政省令で定めるところにより、電話加入原簿を備え、電話加入権に関する事項を登録しなければならない。

2 利害関係人は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払つて、電話加入原簿に記載した事項の証明を請求することができる。

(他人使用の制限)

第四十一条 加入者は、その加入電話により他人に通話をさせるときは、加入者が支払うべき料金のうちその他人の通話により増加する

部分に相当する額をこえて対価を受けてはならない。

2 前項の規定は、加入者が構内交換設備に接続される内線電話機の一部により他人に通話をさせるための契約を公社と締結した場合において、その契約の条項に従つてその他人に通話をさせるときは、適用しない。

(通話の停止及び加入契約の解除)
第四十二条 公社は、加入者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその加入電話の通話を停止し、又は加入契約を解除することができる。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 電話に関する公社の業務の遂行又は公社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であつて、郵政省令で定めるものをしたとき。

2 公社は、前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、加入者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員に聴聞をさせなければならない。

第四十三条 公社は、加入者が国際通話の料金を支払わないときは、その料金が支払われるまで、その加入電話による国際通話を取り扱わないことができる。

(電話取扱局の種類)
第四十四条 公社は、左の表に掲げる加入電話の数(業務の遂行上必要があるときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数を加え、又は減した数)により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示しなければならない。

要があるときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数を加え、又は減した数)により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示しなければならない。

種別	電話取扱局に収容されている加入電話の数
一級局	二十五万以上
二級局	十五万以上二十五万未満
三級局	五万以上十五万未満
四級局	八千以上五万未満
五級局	二千以上八千未満
六級局	八百以上二千未満
七級局	四百以上八百未満
八級局	二百以上四百未満
九級局	百以上二百未満
十級局	二十五以上百未満
十一級局	三以上二十四以下
十二級局	二以下

2 同一の加入区域内に二以上の電話取扱局があるときは、前項の規定の適用については、これらの電話取扱局に収容されている加入電話の総数をもつて、電話取扱局に収容されている加入電話の数とする。

第四十五条 電話取扱局は、次条第一号に規定する市内通話の料金の算定方法により、左の二種に区別する。

一 定額料金局 加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数に依りて算定される料金制度(以下「定額料金制」という。)による電話取扱局

二 定額料金局 加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数にかかわらず、定額である料金

金制度(以下「定額料金制」という。)による電話取扱局

2 定額料金局の加入電話のうち別に公社が定める種類に属するものに對しては、定額料金制によることができる。

(通話の種類)

第四十六条 加入電話又は公衆電話による通話は、公社が定めるものを除き、左の通りとする。

一 市内通話 同一の普通加入区域内の電話取扱局に収容される電話相互間の通話

二 市外通話 市内通話以外の通話

(市外通話の種類)

第四十七条 市外通話は、その接続の方法により、左の五種に区別する。

一 普通通話

二 至急通話 普通通話に先だつて接続をする通話

三 特別至急通話 至急通話に先だつて接続をする通話

四 定時通話 請求者が指定する時刻に接続をする通話(予約通話を除く。)

五 予約通話 予約した期間毎日、請求者が指定する一定の時刻に請求者が指定する一定の時間接続をする通話

2 公社が指定する地域相互間においては、至急通話及び特別至急通話は、取り扱わない。

3 公社は、通話の取扱上必要があるときは、第一項第四号又は第五号の規定により接続する時刻を、十五分をこえない範囲内において繰り下げ、又は繰り上げることが

できる。

(通話の接続の順序)

第四十八条 普通通話相互間、至急通話相互間又は特別至急通話相互間の接続の順序は、その通話の請求の先後によつて定める。

第四十九条 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話は、前二条の規定にかかわらず、他の市外通話に先だつて接続をする。

第五十条 前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は、第四十七条及び第四十八条の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従ひ、他の市外通話(前条に規定するものを除く。)に先だつて接続をする。

(構内交換設備による交換取扱)
第五十一条 加入者は、公社の認定を受けた構内交換取扱者でなければ、その構内交換設備(公社が定めるものを除く。)による交換に従事させてはならない。

2 構内交換設備による交換は、電話の通話及び交換に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が定める方法に従つて行わなければならない。

第五十二条 前条第一項の認定は、構内交換取扱者資格試験によつて行う。

2 公社は、左の各号の一に該当する者に對しては、構内交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。

一 構内交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者

二 著しく心身に欠陥があつて構内交換取扱者たるに適しない者

3 構内交換取扱者資格試験は、構内交換設備による交換に必要な知識及び技能について行う。

4 構内交換取扱者資格試験を受けようとする者は、五百円をこえない範囲内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払わなければならない。

第五十三条 公社は、構内交換取扱者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は三月以内の期間を定めて、その交換に従事することを停止することができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 不正な手段により認定を受けたとき。

2 第四十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 構内交換取扱者の認定は、構内交換取扱者が引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつたときは、その効力を失う。

第五十四条 前三条に規定するものの外、構内交換取扱者の資格の種類、構内交換取扱者資格試験の試験科目その他構内交換取扱者の認定について必要な事項は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。(国際通話)

第五十五条 第四十六条から第五十条までの規定は、国際通話については、適用しない。

2 国際通話相互間及び国際通話と国際通話以外の通話との間の接続の順序は、公社及び会社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第四章 公衆電気通信設備の専用

(専用契約)

第五十六条 公社又は会社は、前二章の規定による公衆電気通信設備の提供に著しい支障がなく、且つ、公共の利益のため特に必要があるときは、公衆電気通信設備の専用契約(以下「専用契約」という。)の申込を承諾しなければならない。

第五十七条 専用契約を公社又は会社と締結することができる者は、一、専用契約につき一人に限る。

(端末機器の設置の場所)
第五十八条 専用契約の目的となつて公衆電気通信設備(以下「専用設備」という。)の端末機器の一の部分の設置の場所は、その端末機器の他の部分の設置の場所と同一の構内でなければならない。

2 第二十八条第一項の規定は、専用設備の端末機器の設置の場所に準用する。

3 前二項の規定は、専用設備の端末機器であつて、公社又は会社が定める特殊のものについては、適用しない。

(専用契約の承諾)
第五十九条 公社又は会社は、専用させることができる公衆電気通信

設備の範囲内においては、専用契約の申込の全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業務を行う者の専用契約の申込を優先的に承諾しなければならない。

(費用の負担等)

第六十条 公社又は会社は、専用契約の申込があつた場合において、専用させることができる公衆電気通信設備がないときは、申込をした者がその設置に必要な費用の全部若しくは一部を負担し、又は物件の全部若しくは一部を提供することを条件として、その申込を承諾することができる。

(端末機器の変更等)

第六十一条 公社又は会社と専用契約を締結した者(以下「専用者」という。)は、その専用設備の端末機器について、公社又は会社が定める条件に従い、その移転、設置の場所の変更、一時撤去、増設又は種類の変更の請求をすることができる。

2 前二条の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

(専用契約に基づく権利の移転又は承継)
第六十二条 専用者が専用契約に基づいて公衆電気通信設備を専用する権利は、移転の目的とすることができない。

第六十三条 専用者について相続又は合併があつたときは相続人相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員

の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、専用者の地位を承継する。

2 前項の規定により専用者の地位を承継した者は、承継の日(同項の規定により相続人の選定をしたときは、その選定をした日)から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を公社又は会社に届け出なければならない。

(他人の通信の用に供することの制限)
第六十四条 専用者は、業としてその専用設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その専用設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 第六十六条第一号の規定により専用設備に接続した私設無線設備を有線電気通信法第九条第一項第五号又は第六号の規定により他人の私設無線設備に接続した場合において、その専用設備をその他人に使用せしめるとき。

二 第六十六条第一号の規定により専用設備に接続した私設無線設備が有線電気通信法第四号第四号又は第五号の規定によりその専用者が他人と共同して設置したものである場合において、その専用設備をその他人に使用せしめるとき。

三 警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)第四号第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

四 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十三条の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

五 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

六 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)第十四条の規定により郵政省が使用するとき。

七 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を通報するとき。

八 前各号に掲げる場合の外、公社又は会社が公共の利益のために必要があり、且つ、公社又は会社の業務の遂行上支障がないと認めたとき。

2 専用者は、前項第一号又は第二号の場合には、別に公社又は会社が定める額の料金を支払わなければならない。

(専用契約の解除及び専用の停止)
第六十五条 公社又は会社は、専用者の事業の目的に変更があり、又はその規模が著しく縮小されたため、その者が新たに専用契約の申込をしたものとした場合において、第五十九条の規定により他にその者より先に申込を承諾すべき者があるときは、その専用者の専

用契約を解除することができる。但し、第六十条の規定によりその申込を承諾した専用契約については、その承諾後五年以内は、この限りでない。

2 公社又は会社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、専用設備を他の公衆電気通信業務の用に供するため特に必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、期間を定めてその専用設備の専用を停止することができる。

3 第四十二条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

(共同専用契約)
第六十六条 公社又は会社は、業務の遂行上支障がないときは、第五十七条の規定にかかわらず、別に公社又は会社が定める額の料金の支払があることを条件として、国の機関及び地方公共団体又は共同して同一の業務を行う二人以上の者若しくは相互に業務上緊密な関係を有する二人以上の者の間の通信を必要とする二人以上の者が同一の公衆電気通信設備を専用するための専用契約の申込を承諾することができる。

(準用規定)
第六十七条 第三十一条第二号、第三十七号及び第四十二条の規定は、専用設備の専用に準用する。

第五章 料金
(料金の決定)
第六十八条 公衆電気通信業務の料金であつて、公表の上欄に掲げるものの額は、それぞれ同表の下欄

第七十一条 報道電報又は報道無線

総収入に著しい影響を及ぼさない範囲内において、臨時に、公衆電気通信役務の料金を減免すること

第七十六條 不法に公衆電気通信役

照合とした電報の通信文に誤を生じたとき(問合せの取扱により誤を訂正することができた場

第一項第四号の請求者が指定する時刻(同条第三項の規定による繰下又は繰上があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上

けた時刻。以下同じ。に定時通話を接続しなかつたとき(請求者の申出により同条第一項第四号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。)

七 請求者の責に帰することができない事由により、定時通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかったときは、その通話をする事ができなかった部分(三分の倍数である部分に限る。)に対応する定時通話料

八 加入者の責に帰することができない事由により、第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻(同条第三項の規定により繰下又は繰上がつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。)に予約通話を接続しなかつたとき(請求者の申出により同条第一項第五号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。)

九 加入者の責に帰することができない事由により、予約通話一回の通話につき引き続き三分以上できなかったときは、その通話をする事ができなかった部分(三分の倍数である部分に限る。)に対応する予約通話料

十 専用者がその責に帰することができない事由により、その専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局(電報に関する現業事務を取り扱う会社の事業所を含む。以下この号において同じ。)

十一 第六十五条第一項又は第二項の規定により専用契約を解除し、又は専用を停止したときは、その解除後の契約の期間又は停止の期間に対応する専用の料金

十二 公共電気通信業務の料金の過払又は誤払があつたときは、過払又は誤払の料金

十三 前各号に掲げる場合の外、公共電気通信業務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社又は会社が定める場合に該当するときは、公社又は会社が定める料金

公社又は会社は、前項第十三号

の規定による定めをしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による返還の請求は、その返還の事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

(延滞金) 第七十九条 公共電気通信業務の料金を支払うべき者がその料金を支払わず、又は第七十六条に規定する割増金を支払うべき者がその割増金を支払わないため、公社が督促状を發した場合において、支払義務者がなお支払わないときは、公社は、その支払うべき料金又は割増金の額百円につき一日四銭の割合で、督促状に指定した期日の翌日からその支払の日の前日までの日数により計算した延滞金を支払わなければならない。但し、百円未満の料金及び割増金については、この限りでない。

(料金支払義務の存続期間) 第八十条 公共電気通信業務の料金の支払の義務は、その料金を支払うべき日から六月以内に支払の請求を受けないことによつて消滅する。

2 前項の規定は、不法に免かれた公共電気通信業務の料金については、適用しない。

第六章 土地の使用 (土地等の使用) 第八十一条 公社は、公共電気通信業務の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備(第七十七条第三項を除く以下「線路」と總称する。)を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下単に「土地等」という。)を利用することが必要且つ適当であるときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを使用することができ、但し、他の法律によつて土地等を取用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつては、その事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

2 前項の規定により土地等を使用する権利(以下「使用権」という。)の存続期間は、十五年(地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年)とする。但し、次条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

3 第一項の規定により使用する土地等に最初に設置した電柱又は地下ケーブルが前項の存続期間が満了した後なお残存する場合において、その土地等の所有者又は占有者が存続期間の満了の日から一月以内にその撤去を請求しないときは、使用権は、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続する。

(土地等の使用の手続) 第八十二条 公社は、前条第一項の規定により土地等を使用しようとするときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者(所有者以外に権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。)とその土地等の使用について協議しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十三条 前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

第八十四条 公社は、第八十一条第三項の規定による請求を受け、且つ、なおその土地の使用を継続する必要がある場合において、当該使用権の存続期間の延長について、その請求をした者と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、郵政省令で定める手続に従い、その使用の継続について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、その請求を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 公社は、前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地を使用することができる。

(裁定)

第八十五条 都道府県知事は、第八

十三条又は前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写を当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

第八十六条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第八十七条 都道府県知事は、前条の期間が経過した後、一週間以内に、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めるときは、その期間

3 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を公社及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十八条

使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、公社は、その土地等の使用権を取得するものとする。

2 使用権を継続すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権は、従前の存続期間が満了した後、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続するものとする。

(協議の効果)

第八十九条

第八十二条第一項の規定による協議又は第八十一条第三項の規定による請求を受けた場合における当該使用権の存続期間の延長についての協議がとつた場合において、公社及び土地等の所有者が郵政省令で定めるところにより、それぞれその協議において定めた事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨を定める裁定又は使用を継続すべき旨を定める裁定があつたものとみなす。

(土地の使用の対価)

第九十条 公社は、第八十一条第一項の規定により土地等を使用するときは、これに対し対価を支払わなければならない。

2 前項の対価の額は、その使用によつて通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

3 第一項の対価であつて、第八十一条第二項に規定する存続期間に對するものは、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条

第二項の裁定において定める使用開始の時期までに、その全額を一時に支払うものとする。但し、第八十二条第一項の規定による協議又は第八十七条第二項の裁定において五年より短い期間を存続期間と定めたときは、その存続期間に對するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うことができる。

4 第一項の対価であつて、第八十一条第三項又は第八十八条第二項の規定により使用権が存続する期間に對するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払うものとする。

(土地等の一時使用)

第九十一条

公社は、左に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができ、一時これを建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場等の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路の設置

三 測標の設置

2 公社は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、天災、事変その他の非常事態が発生した

場合において十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

3 公社は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならぬ。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5 第一項の規定による一時使用の期間は、六月(同項第二号の場合において、仮線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するとき)は、一年をこえることができない。

6 第一項の規定による一時使用のためその土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に提示しなければならない。但し、同項但書の場合は、この限りでない。

(土地の立入等)

第九十二条 公社は、線路に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 公社は、前項の規定により他人の土地に立ち入るときは、その目的、日時及び場所を市町村長(国有又は公有の土地については、その土地の管理者)に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた市町村長は、遅滞なく、通知を受けた事項を公告しなければならない。

第九十三条 公社は、線路に関する工事のため必要があるときは、他人の土地を通行することができ

2 第九十一条第三項の規定は、公社が前項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

第九十四条 第九十二条第一項の規定により立ち入り、又は前条第一項の規定により通行しようとする土地が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第九十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は前条第一項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(植物の伐採)

第九十五条 公社は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量若しくは実地調査に障害を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 公社は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足り

る。

3 公社は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けずに、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合において、伐採又は移植の後、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならぬ。

(立入、伐採の損失補償)

第九十六條 公社は、第九十一條第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第九十二條第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第九十三條第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したることによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償について、公社と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわぬときは、公社又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3 第八十五條、第八十六條並びに第八十七條第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。
4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

にその支払の時期及び方法を定めなければならない。

5 第三項において準用する第八十七條第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と損失を受けた者との間に協議がととのつたものとみなす。

(線路の移転等)

第九十七條 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、公社に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 公社は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、公社と土地等の所有者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわぬときは、公社又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第八十五條、第八十六條並びに第八十七條第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。
5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期並びにその措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべきときは、その負担の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

6 第四項において準用する第八十七條第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と土地等の所有者との間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第九十八條 第九十六條第二項又は前条第三項の裁定のうち補償金の額又は費用の負担の額に不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、公社又は損失を受けた者若しくは土地等の所有者をもつて被告とする。

(原状回復の義務)

第九十九條 公社は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を公衆電気通信業務の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地等を返還しなければならない。

(公用水面の使用)

第一百條 公社又は公社は、公共の用に供する水面(以下「水面」という。)に公衆電気通信業務の用に供する水底線路(以下「水底線路」という。)を敷設しようとするときは、あらかじめ、左の事項を郵政大臣及び都道府県知事に通知し、郵政大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林大臣。以下同じ)に届け出なければならない。

ばならない。

- 一 水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域
- 二 工事の開始及び完了の時期
- 三 工事の概要

2 都道府県知事は、漁業権(漁業法による漁業権をいう。以下同じ)が設定されている水面について前項の規定による届出があつた場合において、その漁業権に関する利害関係人の意見により、同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、届出があつた日から三十日以内に、その旨を公社又は公社に通知することができる。

3 公社又は公社は、前項の規定による通知を受けた場合において、第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更が業務の遂行上支障がないと認めるときは、これを変更し、その旨を郵政大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

(水底線路の保護)
第一百一條 郵政大臣は、公社又は公社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル(河川法明治二十九年法律第七十一條第一項に規定する河川並びに同法第五條の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川(以下「河川等」という。))については、五十メートル以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行われなければならない。

3 公社又は公社は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを告示し陸標を設置し、且つ、その陸標の位置を告示しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において船舶をびよう泊せ、底びき網若しくはもりをを用いる漁業その他政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでなければならない。但し、河川等の管理者がその河川等に関する工事を行う場合であつて、やむを得ないとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事は、公社又は公社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

2 漁業法第三十九條第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償に準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、又は同条第十項中

「政府」とあるのは、「日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社」と読み替へるものとする。

第三百三条 船舶は、水底線路の敷設

若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル（河川等）については、五十メートル）以内又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨を示す標識を掲げてあるものから四百メートル（河川等）については、三十メートル）以内の水面を航行してはならない。但し、水底線路の敷設又は修理に従事する船舶内の公社又は会社の職員の承認を受けたときは、この限りでない。

（特別区の区長等に対する規定の適用）

第四百四条 この章中市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項の市にあつては区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合の管理者に適用する。

第七章 雑則

（利用者による設置）

第五百五条 左の公衆電気通信設備の設置は、加入者又は専用者が行うことを妨げない。但し、同一の加入電話の電話回線又は同一の専用設備たる回線の一部に接続するものの全部についてする場合に限る。

一 構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備

二 船舶に設置する加入電話の設備

三 専用設備の端末機器その他端末の設備

2 公社は、加入者又は専用者が前項の規定により設置する公衆電気通信設備の保存を公社において行うべきことの申込を受けたときは、業務の遂行上支障がある場合を除き、これを拒んではならない。

3 第一項の規定による公衆電気通信設備の設置は、公衆電気通信業務に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合するものでなければならぬ。

4 加入者又は専用者は、第一項の規定により公衆電気通信設備を設置したときは、公社の検査を受け、その設置が前項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを變更したときも、同様とする。

5 第一項の規定により公衆電気通信設備を設置している加入者又は専用者は、公社からその公衆電気通信設備が第三項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求められたときは、これを拒んではならない。但し、正当な事由がある場合並びに加入者又は専用者の営業時間外及び日没から日出までの間は、この限りでない。

6 前二項の規定による検査に従事する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

7 加入者は、郵政省令で定めるところにより、公社の認定を受けた工事担任者でなければ、第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備の設置に従事させてはならない。

8 第五十二条及び第五十三条の規定は、工事担任者の認定について準用する。

9 第二項から第五項までの規定は、公社が公衆電気通信設備を専用させる場合に準用する。

（私設無線設備の接続）

第六百六条 公社は、左に掲げる場合において、公衆電気通信設備に私設無線設備を接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続しようとする私設無線設備が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しないとき、その他その接続により公社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合を除き、その接続をしなければならない。

一 専用設備にその専用者が設置する私設無線設備（端末機器その他端末の設備）のみものを除く。）を接続するとき。

二 内線電話機のみと通話することができるよう、構内交換設備にその構内交換電話の加入者が設置する私設無線設備の電話回線を接続するとき。

三 前二号に規定する場合の外、私設無線設備を接続することが公共の利益のため必要であると

（補償金）

第七百七条 構内交換設備であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に加入者が加入契約を解除したとき、又は公社がその加入電話若しくは構内交換設備の変更の請求に応じ、若しくは第四十二条第一項の規定により加入契約を解除したときは、加入者は、その構内交換設備の撤去に要する費用の額以内において公社が定める額を補償金として支払わなければならない。

2 専用設備の端末機器であつて、公社又は公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類のものの設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは公社がその端末機器の変更の請求に応じ、若しくは第六十七条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その端末機器の撤去に要する費用の額以内において公社又は公社が定める額を補償金として支払わなければならない。

3 専用契約を締結したため新たに設置した専用設備の線路の設置の日から五年以内に、専用者が専用契約を解除したとき、又は公社若しくは公社が第六十七条において準用する第四十二条第一項の規定により専用契約を解除したときは、専用者は、その線路の撤去に要する費用の額以内において公社又は公社が定める額を補償金とし

て支払わなければならない。

4 前二項の場合において、その専用設備が第六十条の規定により費用を支払い、又は物件を提供して設置されたものであるときは、補償金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により公社又は公社が定める額からその支払った費用の額と提供した物件の価額の合計額（その合計額がこれらの規定により公社又は公社が定める額より大きいときは、その定める額）を控除した額とする。

5 前四項の規定は、その構内交換設備又は専用設備を引き続きその設置の場所で使用することができるときは、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定は、その構内交換設備又は専用設備の端末機器が第五十五条第一項第一号又は第三号の規定により設置されたものであるときは、適用しない。

（国際電気通信業務に関する協定等）

第六百八条 公社又は公社は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に国際電気通信業務に関する協定又は契約であつて、郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。但し、第六十八條第二項の認可を受けるべき場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

第六百九条 公社は、公衆電気通信業務を提供すべき場合において、その提供をしなかつたため、利用者

(電報の受取人及び電話の通話の相手方を含む。以下同じ)に損害を加えたときは、左に掲げる場合を限り、それぞれ各号に掲げる額を限度とし、その損害を賠償する。但し、損害が不可抗力により発生したものであるとき、又はその損害の発生について利用者に故意若しくは過失があつたときは、この限りでない。

一 電報が速達取扱いの郵便物として差し出したものとして場合におけるその郵便物が到達するの通常要する時間(翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間)以内に到達しなかつたときは、その電報の料金の五倍に相当する額

二 照合した電報の通信文に誤を生じたとき(問合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く)は、その電報の料金及び照合の料金の合計額の五倍に相当する額

三 加入者がその加入電話により通話することができない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日から引き続き五日以上その加入電話により通話をする事ができなかったときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をすることができなかつた日数に对应する電話使用料(その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。)の五倍(定額料金制による加入電話にあつては、二倍)に相当する額及びその電話使用料に附加して支払うべき料金

(その通話をすることができなかつた設備に係るものに限る。)の五倍に相当する額

四 第四十七条第一項第四号の請求者が指定する時刻に定時通話を接続しなかつたとき(請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く)は、その定時通話料の五倍に相当する額

五 第四十七条第一項第五号の請求者が指定する時刻に予約通話を接続しなかつたとき(請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合並びに第四十九条及び第五十条に規定する市外通話を接続するため必要がある場合を除く)は、その予約通話料の五倍に相当する額

六 専用者がその専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時から引き続き四十八時間以上その専用設備を使用することができなかったときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用をすることができなかつた時間(二十四時間の倍数である部分に限る。)に对应する専用の料金(その使用をすることができなかつた設備に係るものに限る。)の五倍に相当する額

七 前各号に定める場合の外、公衆電気通信業務の全部又は一部

を提供しなかつた場合であつて、公社が定める場合に該当するときは、公社が定める料金の五倍に相当する額

2 公社は、前項第七号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による損害賠償の請求は、その事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

第八章 罰則

第一百十條 公衆電気通信業務に従事する者が正当な理由がないのに公衆電気通信業務の取扱をせず、又は不当な取扱をしたときは、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において金銭物品を取得したときは、これを没収すること。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百十一條 公社又は会社の取扱中に係る電報を正当な事由がないのに開き、破り、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に配達した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百五十八條又は第二百五十九條に該当するときは、同条の刑に処する。

第一百十二條 公社又は会社の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 公衆電気通信業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年

以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百十三條 前二条の未遂罪は、罰する。

第一百十四條 公社又は会社の役員がこの法律の規定により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その役員は、十万円以下の罰金に処する。

第一百十五條 第一百一条第四項又は第一百三条の規定に違反した者は、一十万円以下の罰金に処する。

第一百十六條 第七十四條又は第一百一条第三項の規定に違反した公社又は会社の役員又は職員は、五千元以下の過料に処する。

附則
この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表
第一 通常電報の料金

料 金 種 別	料 金 額
一 普通電報料	
イ 市内電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで 和文五字まで又は又は欧文一語ごとに 七十
累加料	六十
ロ 市外電報料	
基本料	和文十字又は欧文五語まで 和文五字まで又は又は欧文一語ごとに 七十
累加料	六十
二 至急電報料	普通電報料の二倍
三 翌日配達電報料	和文十字又は欧文五語まで 和文五字まで又は又は欧文一語ごとに 七十
基本料	三十
累加料	七十
四 第十五条又は第十六条に規定する電報の電報料	至急電報料と同額

第二 電話使用料(契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
一 一度敷料金制による場合	
イ 基本料	単独電話及び構内交換電話(内線電話機及び構内交換設備)
加入電話ごとに月額	

備考		口		イ		ロ	
一 住宅用とは、加入者(法人たるもの及び第二十八条第二項に規定する加入者を除く)がもつばら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。		構内交換電話 (内線電話機及び構内交換設備を除く)	普通加入区域内の 関係線路百メートルまでごとに 一加入電話ごとに月額	単独電話	一定額料金制による場合	度数料	一加入電話について毎月六十度数をこえる市内通話一度数ごとに
二 事務用とは、住宅用以外のものをいう。		基本額 加算額	二百円 四十円	五級局 六級局 七級局 八級局 九級局 十級局 十一級局 十二級局	五級局 六級局 七級局 八級局 九級局 十級局 十一級局 十二級局	一級局 二級局 三級局 四級局 五級局 六級局	千円 九百円 八百円 七百円 六百円 五百円 四百円 三百円
		二千八百五十円 二千四百円 千九百五十円 千六百五十円 千三百五十円 千二百円 千五十円	千七百円 千四百円 千二百円 千円 八百円 七百円 六百円				

料 金 種 別		料 金 額	
一 普通通話料 市外通話地域		每三分又はその端数ごとに下記以外のもの	
十キロメートルまで 二十 三十 四十 六十 八十 百 百二十 百六十 二百 二百四十 二百八十 三百二十 三百六十 四百 四百四十 四百八十 五百二十 五百六十 六百 六百四十 六百八十 七百 七百二十 七百六十 八百 八百四十 八百八十 九百 九百二十 九百六十 千 千二十 千四十 千六十 千八十 二千 二千二十 二千四十 二千六十 二千八十 三千 三千二十 三千四十 三千六十 三千八十 四千 四千二十 四千四十 四千六十 四千八十 五千 五千二十 五千四十 五千六十 五千八十 六千 六千二十 六千四十 六千六十 六千八十 七千 七千二十 七千四十 七千六十 七千八十 八千 八千二十 八千四十 八千六十 八千八十 九千 九千二十 九千四十 九千六十 九千八十 一万 一万二十 一万四十 一万六十 一万八十 二万 二万二十 二万四十 二万六十 二万八十 三万 三万二十 三万四十 三万六十 三万八十 四万 四万二十 四万四十 四万六十 四万八十 五万 五万二十 五万四十 五万六十 五万八十 六万 六万二十 六万四十 六万六十 六万八十 七万 七万二十 七万四十 七万六十 七万八十 八万 八万二十 八万四十 八万六十 八万八十 九万 九万二十 九万四十 九万六十 九万八十 十万	十円 二十円 二十五円 三十円 三十五円 四十円 四十五円 五十円 六十円 七十円 八十円 九十円 百円 百十円 百二十円 百四十円 百六十円 百八十円 二百円 二百十円 二百二十円 二百四十円 二百六十円 二百八十円 三百円 三百十円 三百二十円 三百四十円 三百六十円 三百八十円 四百円 四百十円 四百二十円 四百四十円 四百六十円 四百八十円 五百円 五百十円 五百二十円 五百四十円 五百六十円 五百八十円 六万 六万二十 六万四十 六万六十 六万八十 七万 七万二十 七万四十 七万六十 七万八十 八万 八万二十 八万四十 八万六十 八万八十 九万 九万二十 九万四十 九万六十 九万八十 十万		
至急通話料 特別至急通話料 第四十九条又は第五十 条に規定する通話の市 外通話料 定時通話料 予約通話料(予約の期 間が一月未満のものに 係るものを除く)	普通通話料の二倍 普通通話料の三倍 普通通話料の三倍 普通通話料と同額		

第四十七条第二項の規定により公社が指定する地域相互間の通話(八十キロメートルをこえる市外通話地域において午後八時から翌日の午前七時までの間に通話の請求に応じたものを除く)の

第四 市外通話料（公衆電話又は第八條第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。）

第五 公衆電話料

料 金 種 別	料 金 額
一 公衆電話又は第八号第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域内に設置されたものによる場合	一度数ごとに 三分又はその端数 と同一額
イ 市内通話	十円
ロ 市外通話	第四に掲げる料金額
二 公衆電話又は第八号第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域外に設置されたものによる場合	一度数ごとに 三分又はその端数 と同一額
イ 市内通話	十五円
ロ 市外通話	第四に掲げる料金額に十円を加算した額

第六 専用設備たる回線の専用市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が一年以上のものに限る。の料金

(月額)
第四の一の料金額の欄の上段に掲げる額の六千倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

有線電気通信法案

有線電気通信法

(目的)

第一条 この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線路その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、

一 有線電気通信の方式の別
二 設備の設置の場所
三 設備の概要

2 有線電気通信設備を設置した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日から二週間前まで(工事要しないときは、変更の日から二週間以内)に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。
3 前二項の規定は、左の有線電気通信設備については、適用しない。

一 日本電信電話公社(以下「公社」という。又は国際電信電話株式会社(以下「会社」という。))が設置するもの
二 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内(これに準ずる区域を含む。以下同じ)又は同一の建物内であるもの(以下「構内等設備」という。)

三 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの
四 次条第四号から第六号までの許可を受けて設置するもの
五 前各号に掲げるものの外、郵政省令で定めるもの

(有線電気通信設備の共同設置)
第四条 有線電気通信設備は、二人以上の者が共同して設置してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。
一 構内等設備を設置するとき。

二 有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線放送の業務を行うための有線電気通信設備(以下「有線放送設備」という。)を設置するとき。
三 公社と会社とが共同して設置するとき。
四 二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。(第一号及び前号に規定する場合を除く。)

五 相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。(第一号及び前号に規定する場合を除く。)

二 有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)第二条に規定する有線放送の業務を行うための有線電気通信設備(以下「有線放送設備」という。)を設置するとき。
三 公社と会社とが共同して設置するとき。
四 二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。(第一号及び前号に規定する場合を除く。)

五 相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。(第一号及び前号に規定する場合を除く。)

六 前各号に掲げる場合の外、都市からの距離が遠く、公社が公衆電気通信法(昭和二十八年法律第一号)第二条第三号に規定する公衆電気通信業務を提供することが困難であると認められる地域であつて、郵政省令で定める基準に該当するもの(以下「特定地域」という。)

(以下「特定地域」という。)

第五条 第四号から第六号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一 設置を必要とする事由
二 第三条第一項各号の事項

三 前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

2 郵政大臣は、前項の申請書を受理したときは、その申請を審査し、前条第四号又は第五号の許可の申請にあつては、その設備により行う通信が二人以上共同して行う業務又は相互に緊密な関係を有する業務のため必要な通信であり、同条第六号の許可の申請にあつては、設置の場所の全部又は一部が同号の特定地域内であるときは、許可をしなければならない。

第六条 第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、前条第一項第一号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第四号第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第二号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第四号第四号又は第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、第三条第一項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日から二週間前まで(工事要しないときは、変更の日から二週間以内)に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。第四号第六号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三条第一項第一号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

3 前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

3 前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

3 前項の規定は、第三条第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備については、適用しない。

第七條 第四條第四号から第六号ま

での許可を受けて有線電氣通信設備を設置した者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日(同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日)から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならぬ。

(本邦外にわたる有線電氣通信設備)

第八條 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電氣通信設備は、公社又は会社でなければ、設置してはならない。但し、特別の事由がある場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(設備の接続)

第九條 有線電氣通信設備を設置した者(公社及び会社を除く。)はその設備と他人(公社及び会社を除く。)の設置した有線電氣通信設備とを相互に接続させてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救済、交通、通信若

しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。

二 第十五條第一項の規定による命令を受けたとき。

三 一の構内又は一の建物内にある二以上の構内等設備を接続するとき。

四 有線放送設備を接続するとき。

五 二人以上共同して行う業務に必要な信を行うため、その業務を行う者が設置した有線電氣通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

六 相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が設置した有線電氣通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

七 一の特定地域内に二以上の特定地域設備(設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の特定地域内である有線電氣通信設備をいう。以下同じ。)を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

2 前項第五号から第七号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一 接続を必要とする事由
二 接続する設備の設置の場所
三 接続のための設備の概要及びその設置の場所

3 第一項第五号又は第六号の許可を受けて有線電氣通信設備を接続した者は、前項各号の事項を変更

しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第一項第七号の許可を受けて有線電氣通信設備を接続した者が前項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときも、同様とする。(他人の通信の用に供することの制限)

第十條 有線電氣通信設備を設置した者(公社及び会社を除く。)は、業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第一項第一号に掲げる場合
二 前条第一項第三号又は第五号から第七号までの規定により有線電氣通信設備を接続した者が相互に使用するとき。

三 第十五條第一項の規定による命令を受けたとき。
四 その設備が第四條第六号の許可を受けて設置した特定地域設備であるとき。

五 その設備が特定地域設備(前号に掲げるものを除く。)である場合において、郵政大臣の許可を受けたとき。

六 公衆電氣通信法第八條第一号の規定により公社の業務の取扱を委託されたとき。

七 公衆電氣通信法第九條の規定により公社の業務の取扱を委託されたとき。
八 その設備が公衆電氣通信法第一百五條第一項の規定により設置したものであるとき。

九 その設備が公衆電氣通信法第六條の規定により接続したものであるとき。

十 有線放送業務の運用の規正に関する法律第二條に規定する有線放送を行うとき。

十一 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四條第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

十二 消防組織法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三條の規定により国家消防本部又は地方公共団体が使用するとき。

十三 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二十二條第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

十四 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二十八号)第十四條の規定により郵政省が使用するとき。

十五 前各号に掲げる場合の外、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める事由があるとき。

(技術基準)
第十一條 有線電氣通信設備(政令で定めるものを除く。)は、政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

2 前項の政令は、左に掲げるところに示さなければならない。
一 有線電氣通信設備は、他人の設置する有線電氣通信設備に妨害を与えないようにすること。

二 有線電氣通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。

(設備の検査等)

第十二條 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線電氣通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(妨害等の防止)
第十三條 郵政大臣は、有線電氣通信設備を設置した者に対し、その設備が第十一條の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電氣通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えたと認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

(許可の取消)
第十四條 郵政大臣は、第四條第四号若しくは第五号又は第九條第一項第五号若しくは第六号の許可に係る有線電氣通信設備について、その設置又は接続を必要とする事由がなくなつたと認めるときは、

その許可を取り消すことができる。

2 郵政大臣は、第四條第六号、第九條第一項第七号又は第十條第五号の許可に係る有線電氣通信設備の設置の場所の全部が特定地域でなくなつた日から五年を経過したときは、その許可を取り消すことができる。

(非常事態における通信の確保)

第十五條 郵政大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電氣通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電氣通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電氣通信設備に接続すべきことを命ずることができ

2 郵政大臣が前項の規定により有線電氣通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。

(有線電氣通信の秘密の保護)
第十六條 有線電氣通信(公衆電氣通信法第五條第一項の通信たるものを除く)の秘密は、侵してはならない。

(聴聞)
第十七條 郵政大臣は、第十四條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、

相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第十八條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による郵政大臣の処分不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができ

2 郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(準用規定)

第十九條 第十一條から第十三條まで及び前条の規定は、有線電氣通信設備以外の設備であつて、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための設備に準用する。この場合において、第十二條第一項、第十三條及び前条中「郵政大臣」とあるのは、「郵政大臣(鉄道事業及び軌道事業の用に供する設備にあつては、運輸大臣、政令で定める設備にあつては、政令で定める行政機関)」と読み替へるものとする。

(国に対する適用)

第二十條 この法律の規定は、第七條、第十八條及び次条から第二十六條までの規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

(罰則)

第二十一條 有線電氣通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電氣通信設備の機能に障害を与えて有線電氣通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第十六條の規定に違反して有線電氣通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

3 有線電氣通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四條 第二十一條及び前条の未遂罪は、罰する。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條又は第八條の規定に違反して有線電氣通信設備を設置した者

二 第六條第一項又は第九條第三項の許可を受けなければならぬ事項を許可を受けずにした者

三 第九條第一項の規定に違反して有線電氣通信設備を接続した者

者

四 第三條(第十九條において準用する場合を含む)又は第十五條第一項の規定による命令に違反した者

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項若しくは第二項、第六條第二項又は第七條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條第一項(第十九條において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二條第二項(第十九條において準用する場合を含む)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二條及び前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本條の罰金刑を科する。

附則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案

(有線電氣通信法及び公衆電氣通信法の施行期日)

第一条 有線電氣通信法(昭和二十

八年法律第 号。以下「有線法」という。)及び公衆電氣通信法(昭和二十八年法律第 号。以下「公衆法」という。)は、昭和二十八年八月一日から施行する。

(電信線電話線建設条例等の廃止)
第二條 左の法律は、廃止する。
電信線電話線建設条例(明治二十三年法律第五十八号)
電信法(明治三十三年法律第五十九号)
電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)
(共同して設置した有線電氣通信設備)

第三條 有線法の施行の際現に旧電信法第二條第二号、第三号又は第五号の規定により二人以上の者が共同して設置している有線電氣通信設備は、有線法の施行の日において同法第四條第四号又は第五号の許可を受けたものとみなす。

(銀業特設電話)
第四條 有線法の施行の際現に旧銀業特設電話規則(明治三十八年逓信省令第八十四号)の規定により施設している銀業特設電話は、有線法の施行の日において従前の専用者たる銀業者が設置したものとみなす。この場合において、専用者たる銀業者が二人以上あるときは、同法第四條第四号の許可があつたものとみなす。

(公衆通信の用に供されている有線電氣通信設備又は無線局)
第五條 公衆法の施行の際現に旧電信法第三條第一項の規定により公衆通信の用に供されている有線電氣通信設備を設置している者又は

旧無線電信法（大正四年法律第二十六号）第六條第一項の規定により公衆通信の用に供されている無線局を開設している者は、公衆法の施行の日から三月間は、その現に公衆通信の用に供されている有線電信設備又は無線局について、その現に公衆通信の用に供されている体様と同一の体様をもつて、同法第八條第一号の規定による委託を受けているものとみなす。但し、その者と日本電信電話公社（以下「公社」という。）との間に契約により別段の定をしたときは、この限りでない。

（構内交換電話となる接続電話機）

第六條 公衆法の施行の際現に旧電話規則の一部を改正する省令（昭和二十五年電気通信省令第二号）附則第二項但書の規定により接続電話機の取扱を受けている私設電話又は市内専用電話の設備であつて、加入電話の電話回線が収容されている交換設備の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）又はこれに準ずる区域（その区域が二以上の者の占有に属しているときは、同一の者の占有に属する部分）にある電話機でその交換設備に収容されているものに係る部分は、公衆法の施行の日において、同法第二十六條第一項第三号の構内交換電話となつたものとみなす。

2 前項に規定する設備については、公衆法第五條第四項前段の規定は、適用しない。
（準法人）

第七條 公衆法の施行の際現に旧電話規則（昭和十二年通信省令第七十三号）第六條第二項の規定により社寺、学校、組合又は団体であつて、法人でないもの（以下「準法人」という。）が加入者となつて加入電話については、公衆法の施行の日から六月以内は、同法第二十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項に規定する加入電話については、公衆法の施行の日から六月を経過した日に、旧電話規則第六條第三項の規定によりその準法人の代表者として届け出た者が加入者となつたものとみなす。
（電話機等の設置場所）

第八條 公衆法の施行の際現に旧電話規則第四條ノ二但書の規定により公衆法第二十八條第一項に規定する場所以外の場所に設置されている単独電話若しくは共同電話の電話機又は構内交換電話の交換設備の設置の場所については、同法の施行の日から六月以内は、なお従前の例による。
（旧電話規則により受理された加入申込）

第九條 旧電話規則（明治三十九年通信省令第二十五号）の規定により受理された加入申込であつて、公衆法の施行前に加入電話が設置されるに至らなかつたものについては、同法の施行後も、なお従前の例による。

2 公社は、公衆法の施行の日から六月以内に、少くとも三回の公告をもつて、前項に規定する加入申込に係る権利を有する者に対し、

最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならぬ。

3 公社は、知れている権利者には、各別にその申出を催告しなければならぬ。

4 第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者が第二項の期間内に申出をしないときは、その権利は、その期間の満了の日に消滅する。

5 公社は、公衆法第三十條第二項の規定により優先的に承諾した加入申込に係る加入電話の設置に支障を及ぼさない限度において、第二項の期間内に申出があつた加入申込に係る加入電話をなるべくすみやかに設置するようにしなければならぬ。

（加入電話の特別負担）

第十條 公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、普通加入区域内における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のための新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは加入申込をした者がその超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができ

五項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一條 公社は、昭和三十一年三月三十一日までは、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、その加入電話の設置のため普通加入区域内において新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、加入申込をした者が公衆法第三十二條第一項の規定による負担をする外、その超過額を負担することを条件として、加入申込を承諾することができ

2 前項の規定は、特別加入区域内若しくは加入区域外における加入電話の種類の変更の請求又は特別加入区域内若しくは加入区域外の場所における加入電話の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

3 公衆法第三十二條第二項及び第五項の規定は、前二項の場合に準用する。

（戦災電話の復旧等）

第十二條 公衆法施行の際現に戦災により滅失している加入電話（以下「戦災電話」という。）の加入者は、公社がその請求により同法の施行の日から昭和三十一年三月三十一日までの間に普通加入区域内において、その加入電話の復旧工事を完了した場合においてその復旧工事のため新たな線路を設置するための費用が電話取扱局の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額をこえるときは、前項の加入者は、同項の規定による支払をする外、公社が定

けて定める標準額をこえたときは、公社が定める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の加入電話に係る加入契約を解除することができる。

3 戦災電話の加入者は、第一項の規定により支払すべきこととなる額のうち物件又は労務の費用に相当する部分については、あらかじめ物件又は労務を提供してその支払に代えるべき旨の請求をすることができ、この場合において、公社は、業務の遂行上支障がないと認めるときは、その請求に応じなければならない。

4 公衆法第三十二條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十三條 戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその加入電話の復旧工事を完了したときは、公社が定める期日までに、その復旧工事のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める標準額に従い計算したものを支払わなければならない。

める期日までに、その超過額を支払わなければならない。

3 戦災電話の加入者は、公社がその請求により特別加入区域内又は加入区域外においてその復旧工事

の加入電話の設置又は加入電話の種類の変更を行う場合に準用する。

(十二級局等の加入電話の種類の変更)

第十八条 公衆法の施行の際現に旧電信線電話建設条例の規定により使用する土地等）

2 公衆法の施行の際現に加入者が設置し、公社が保存している電話機及びその附屬設備であつて、前項に規定するものの以外のものの設

線電話線建設條例又は旧電信法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公衆法中にこれに相當する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第 号)第十二条 第一項

(電波法の改正)

第二十八條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を次のように改める。

2 公衆通信業務(無線設備を用いて他人の通信を媒介し、その他無線設備を他人の通信の用に供する業務であつて、政令で定めるものを除く)をいう。以下同じ。)を行うことを目的とする無線局は、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社でなければ、開設することができない。但し、第十六條の二の許可を受けた場合及び政令で定める場合は、この限りでない。第十六條の次に次の一条を加え、第十七條の見出しを削る。

(変更等の許可)

第十六條の二 免許人は、公衆電気通信法(昭和二十八年法律第 号)第八條及び第九條の規定による委託を受けようとするときは、無線局の目的の変更について、郵政大臣の許可を受けなければならない。

第五十九條中「無線通信」の下に「(公衆電気通信法第五條第一項の通信たるものを除く。以下第九條において同じ。)」を加える。

第九條の次に次の一条を加える。

第九條の二 公衆通信業務又は放送の業務の用に供する無線局

の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持若しくは気象業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(土地収用法の改正)

第二十九條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第十五号の二中「電信線電話線建設条例(明治二十三年法律第五十八号)」を「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第 号)」に改める。

(電話設備費負担臨時措置法の改正)

第三十條 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一条を加える。

(旧電話規則により受理された加入申込に係る加入電話の設置の場合の負担)

第四條の二 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭和二十八年法律第 号)第九條第一項に規定する加入申込に係る権利を有する者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその加入申込に係る加入電話の設置を完了したときは、日本電信電話公社が定

める期日までに、加入電話及び電話取扱局の種類ごとに二万五千円以内において政令で定める額を支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類(政令で定めるものを除く)ごとに四万円以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。

2 第二條及び第三條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五條を次のように改める。

(構内交換電話の加入申込の場合の負担)

第五條 構内交換電話(三十日以内の加入期間を指定して加入申込をするものを除く)の加入申込をした者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間に加入申込の承諾の通知を発したときは、第一條第一項の規定による支払及び債券の引受をする外、日本電信電話公社が定める期日までに、設備の種類ごとにその設置に通常要する費用の額以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。但し、加入者がその構内交換設備及び内線電話機を設置する場合は、この限りでない。

2 前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に応じないものとする。

(附属電話機の設置又は増設の場合の負担)

第五條の三 日本電信電話公社が定める附属的な電話機(三十日以内の使用期間を指定して請求するものを除く。以下「附属電話機」という。)の設置又は増設の請求をした加入者は、日本電信電話公社が昭和三十一年三月三十一日までの間にその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、日本電信電話公社が定める期日までに、その設置又は増設に通常要する費用の額以内において政令で定める額を支払わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、日本電信電話公社は、同項の請求に

応じないものとする。

第五條の四 日本電信電話公社は、前條第一項の規定による支払があつた附属電話機が設置又は増設の日から十年以内に左の各号の一に該当するに至つたときは、同項の規定により支払つた額から、その設置又は増設の日からその附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた日までの期間(その期間に六月未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、六月以上一年未満の端数があるときは、その端数を一年として計算する。)一年につき同項の規定により支払つた額の十分の一に相当する額を、控除した額を、その附属電話機が左の各号の一に該当するに至つた際における加入者に支払わなければならない。

一 加入者がその使用を廃止したとき。(当該附属電話機に係る加入契約が失効した場合を含む。)

二 日本電信電話公社がその使用を禁止したとき。

第六條を次のように改める。

(専用設備の端末機器の設置等の場合の負担)

第六條 第五條の二の規定は、専用設備の端末機器その他端末の設備(政令で定める期間以内の期間を指定して請求するものを除く。)の設置、増設又は種類の變更の場合に準用する。

第七條中若しくは増設機械を「構内交換設備、内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末

機器その他端末の設備に改める。
第三十一条 改正前の電話設備費負担臨時措置法第六條の規定は、改正前の同法第五條第一項の規定による支払があつた増設機械については、前條の規定にかかわらず、なおその効力を有する。但し増設機械たる交換機及びこれにより加入電話の回線に接続される電話機にあつては、公衆法の施行の日から六月を経過した後及び加入者が次條第一項の規定により請求をした後は、この限りでない。

(債券の交付等)
第三十二条 公衆法は、公衆法の施行の日における構内交換電話の加入者又は専用者であつて、左の各号の一に該当するものに対しては、その請求により、債券(日本電信電話公社法昭和二十七年法律第二百五十号)第六十二條第一項の規定により発行する電信電話債券であつて、郵政省令で定めるものをいう。以下同じ。を交付し、又はそれぞれ各号に規定する支払に係る設備を無償で譲渡しなければならぬ。但し、国が専用者である場合は、この限りでない。

一 昭和二十六年七月一日以後公衆法の施行前に、加入電話の増設機械たる交換機又はこれにより加入電話の回線に接続される電話機に係る改正前の電話設備費負担臨時措置法第五條第一項の規定による支払をした加入者
二 昭和二十六年十一月一日以後公衆法の施行前に、旧電信電話料金法附表二、第四類 専用電話に関する料金、第一 市内専

用電話料、一 設備料のうち電話機若しくは交換機に関するもの若しくは五 機械種類変更料のうち交換機に関するもの又は第二 市外専用電話料、三 端末設備料のうち電話機若しくは交換機に関するものの支払をした専用者
2 前項に規定する加入者又は専用者が公衆法の施行の日から六月以内に前項の規定による請求をしな

いときは、公衆法の施行の日から六月を経過した日に前項の規定による債券の交付の請求をしたものとみなす。
3 第一項の規定により交付すべき債券の額は、左の通りとする。
一 第一項第一号の加入者に対しては、その支払をした額(その加入者が公衆法の施行前に、その加入電話の増設機械たる交換機若しくはこれにより加入電話の回線に接続される電話機(以下「増設機械」という)の一部について改正前の電話設備費負担臨時措置法第六條の規定による支払を受けたときは、改正前の同法第五條第一項の規定により支払つた額のうちその増設機械の一部に係る額を控除した額)
二 第一項第二号の専用者に対しては、その支払をした額から、電話機にあつては一個について四千円(構外からは千五百円)、交換機にあつては公衆法第六十八條第二項の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて定める料金であつて、その交換機と同

一の種類の構内交換設備の装置の料金に相当する額を控除した額
(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律の改正)
第三十三条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う公衆電信電話料金法等の特例に関する法律
第一条中「電信電話料金法(昭和二十三年法律第五号)」を「公衆電信電話法昭和二十八年法律第 号」に改める。
第二条中「増設機械」を「構内交換設備 内線電話機、附属電話機若しくは専用設備の端末機器その他端末の設備」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一條の目的を遂行するためアメリカ合衆国の軍隊が設置する有線電信通信設備については、有線電信通信法(昭和二十八年法律第 号)の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の定めるところによる。

(旧法の罰則の適用)
第三十四条 公衆法及び有線法の施行前にした行為に対する罰則の適用に關しては、第二條、第二十六條及び第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則
この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

○塚田國務大臣 この機会に、実は先般本委員会が所管業務の御説明を申し上げたものの若干の補足をいたしたいと存じます。あの際にはまだ日本電信電話公社の二十八年度予算案が決定してありませんでしたために、御説明申し上げられなかつたのであります。が、その後予算案が決定いたしましたので、この機会にその概要について御説明申し上げます。

同公社の二十八年度予算は、損益、建設等五勘定にわかれていますが、各勘定の振替による重複額を控除した純計額は、収入支出とも一千一百四十三億余円でありまして、前年度と比較して一百六十六億余円の増加となります。主要勘定について申し上げますと、まず損益勘定におきましては収入支出とも九百四十九億余円で、昨年度に比し一百九十四億余円の増であります。その収入の増加額のうち、一百三十四億円は通信料金改訂によるものであります。この料金改訂による増収分は、老朽施設に対する特別償却等の経常損費に約五十八億円、建設改良工事費財源として資本勘定へ繰入れ七十六億円とに充当されます。

資金は損益勘定より資本勘定を通じて繰入れられます額が、減価償却費一百九十一億円を含めまして二百六十七億円余、電信電話債券発行によるものが公衆債券額七十五億円を含めまして一百二十三億円、その他設備負担金等によりまして七十一億円であります。この資金をもつて電信電話補充五箇年計画の第一年度として、電話加入者十四万、市外電話回線十八万キロメートル、電話分局開始九局等の建設を主とする工程を予定いたしております。

以上を通じて、従来の電気通信関係の予算と異なつております点を申し上げますと、従来は施設の整備拡張の財源の大宗は毎年の財政資金にたつており、また減価償却もその必要額を計上し得なかつたのであります。が、今後は電信電話債券の発行による民間からの資金調達と相まって、今回の料金改訂により、適正な減価償却費の計上、事業収入よりの繰入金等をもつて、現有施設の維持と建設改良の主たる財源とすることにしたこととあります。

以上簡潔でございしますが、公社予算案の概要についての説明を終ります。次に本委員会に付託になっております有線電信通信法案、公衆電信通信法案並びに有線電信通信法及び公衆電信通信法施行法案の提案理由を御説明いたします。

この三法案につきましては、去る第十五回特別国会に提出し、審議未了となつたものであります。前国会衆議院において修正せられた事項を改めるとともに、減価償却費の不足及び設備補充資金の一部を補うため料金別表に必要な改訂を加え、再提出いたしました。

であります。

現在電気通信に関する法律としましては、有線の私設電信電話を監督規律するとともに、公衆電気通信の業務を規律するものとしての電信法があり、無線に関する電信電話の設備並びに運用を監督規律するものとして電波法があり、日本電信電話公社による電気通信設備の建設及び保存のための土地の使用については電信線電話線建設条例があり、電信電話の料金については電信電話料金法があるのであります。

これらの法律につきましては、電波法、電信電話料金法を除きましては、明治中期に制定せられて以来、長年月の間ほとんど置き置かれていたものでありまして、これを現在の事情に沿うよう改正することとし、有線電気通信設備の設置に対する監督法規として有線電気通信法を、公社または国際電信電話株式会社から提供される電信電話サービスに関する基本事項を規定するとともに、公社がその電気通信設備を建設保全するため必要とする土地の使用に關する事項をあわせて規定するため公衆電気通信法を、またこれらの二つの法律を施行するため必要を経過規定その他関係法律の改正を行うため、これら二つの法律の施行法を制定しようとするものであります。

次に法案に規定してありますおもな内容について申し上げます。

まず有線電気通信法案につきましても、第一は、電気通信の利便を広くするため、有線電気通信設備の設置及び使用については、できる限り自由にすることを建前とし、ただ公社または公社が行う公衆電気通信業務の独占を侵されることのないようにするため、

公社または会社以外の者が有線電気通信設備を設置し、または使用するに於いて次のような制限を設けております。

まず有線電気通信設備の設置については、一人の専用に供するものは自由であります。二人以上の者が共同して設置することは、公社または会社の業務の独占の侵害となるおそれのない特定の場合に限りこれを認めることとし、また他人の設置した有線電気通信設備との接続につきましても、共同設置と同様の取扱いをすることとしております。

また公社または会社以外の者の設置した有線電気通信設備については、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他他人の通信の用に供することを業とするものを制限してあります。また、社会経済生活の事情に即応させるようにするため、前に申し上げました他人の設備と接続を認める場合において相互に接続するとき、その他の法律において別段の規定がある場合等において認めることとしたしております。

第二としては、行政簡素化並びに有線電気通信設備の設置者の手数を簡略化する趣旨から、届出報告等の手続は必要最小限度といたしますとともに、有線電気通信設備の設置及び使用に關する規律の保持についても、できる限り設置者の自律にまづ建前をとり、許可事項は極力少くしたのであります。また、技術基準について指導する必要があるものについては、原則として工事の開始前に届出を要することとしております。

第三に、他人の設置した有線電気通信設備に漏話、雑音等の妨害を与えないようにするため、また人体または物件に損傷を与えないようにするため、設備の設置及び保存上必要な技術的條件として必要最小限度の基準を定め、もしこの基準に適合しないために、他人の設備に妨害を与え、または人体もしくは物件に損傷を与えたと認められる場合には、郵政大臣はその設備の使用の停止または改修を命ずることができることとしております。

次に公衆電気通信法案について申し上げます。法案は第一章から第八章までになされておられまして、第一章は総則でありまして、このうち現行制度と異なるおもなる改正事項といたしましては、第一点として、従来日本国有鉄道、船舶等の私設の電気通信設備の設置者に対し、主務大臣の供用命令により電報事務の一部を取扱わせていたのを改め、郵政省が取扱う場合と同様、事務の委託によることとし、その他必要と認める場合においては、他の者にも広く電報、電話の事務の一部を委託することができるといいたしております。

第二点といたしましては、国際電信電話株式会社が行う国際電気通信業務の範囲を政令で明定することとし、公社は右の政令で定める業務以外の国際通信業務を行い、両者の業務範囲が重複しないようにしておるのであります。これら末端の業務につきましては、郵政大臣の認可を受けて相互に事務の委託ができるようにしております。

第二章は電報に關する規定でありまして、電報の種類、伝送及び配達の順序等を規定してありまして、官報、局報、私報の区別をなくしたほかは、現在

の取扱いはほとんど相違はありません。

第三章は電話に關する規定でありまして、現行制度と異なる重要な改正事項といたしましては、まず、普通加入区域外に加入電話を設置するときは、新設に要する費用について現在施設料として実費の料金を徴収しているのを改めまして、その負担の合理化をはかることとしたこと、次に加入電話の種類として現在の単独電話及び共同電話のほかに甲種増設電話機、いわゆるPBXを加えたこと、加入電話の利用関係を私法上の契約関係であることを明定したこと、また電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令の失効に伴い、電話加入権の譲渡は自由となりまして、電話加入権を譲渡した者がその加入電話と同一加入区域内において、一年以内に加入申込みをしたときは、その加入申込みについては事実上承諾できないこととすることであり

ます。

第四章は公衆電気通信設備の専用に關する規定であります。

第五章は料金に關する規定であります。現在各種サービスに対する料金は、すべて法律をもつて定められていたものであります。これを改め、主要な料金は法律で定め、その他の料金は公社または公社が郵政大臣の認可を受けて定めることといたしております。

なお現在料金の滞納の場合は、国税滞納処分例によつて徴収することができるとなつていたのであります。が、今後はすべて一般の民事上の手続によつて取立てることに改めました。なお料金の改訂につきましては、後ほ

ど御説明申し上げます。

第六章は土地の使用に關する規定でありまして、公社において公衆電気通信業務の用に供する線路、空中線及びこれらの付屬設備を設置するため、他人の土地等を使用する必要がある、かつ適當であるときは、土地収用法によらないで、この章に規定する手続に従い使用権を設定することとし、別に政令で定めるところにより対価を支払うことといたしております。

また他人の土地の一時使用、立入り、植物の伐採等をなし得る旨を規定してあります。が、これによつて生じた損失に対しては、適正な方法で適正な補償をすることとしたしております。

第七章は雑則でありまして、現行制度と異なる主要な事項としましては、構内交換電話の交換設備、内線電話機または専用設備の端末機器の設置、保存については、現在原則として公社の独占とし、特別の場合に限り加入者または専用者の自費を認めていたものであります。が、利用者の要望等にかんがみ、今後は公社が行うほか、加入者または専用者が自由に建設、保存を行うことを認めることといたしました。

但しこの場合において、これらの設置に關して公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合することを要し、かつ郵政省令で定めるところにより交換設備の種類に応じた資格を有する工事担任者によつて建設、保存を行はせるとしてあります。

また現在においては、電信電話サービスを提供すべき場合において提供しなかつたため利用者等に損害を与えたときは、一切その損害を賠償しないこととなつておりますが、これを改めま

して、その損害が不可抗力及び利用者の故意過失によつて生じた場合を除いて、一定の場合に一定額の限定賠償をすることとしたしております。

第八章は罰則に関する事項を規定しておりますが、公社または会社の業務法規である建前上極力罰則は少くし、この法律の実施を確保するため必要なもののみを規定しております。

次に料金改訂について申し上げます。わが国の電信電話事業の当面している最大問題は、拡張資金の不足のため、積滞している膨大な電話需要を充足することができないこと、投下資本の維持が不十分であるため、そのサービスが低下していることにあります。このためには、設備拡張に要する資金を確保し、安定した長期計画を遂行するとともに、資産の健全なる維持をはかるため必要償却費を計上し、老朽施設の徹底的取替を行うことが肝要であります。この要請を満たすため、一面公社をして必要経費を極力節約し、経営の合理化を推進せしめることをもちろんでありますが、他面上記所要資金の一部をまかなうため、やむを得ず本年八月一日より約二五%の増収をはかるため、所要の電信電話料金の値上げを行うこととしたのであります。

その概要を申し上げますと、まず内国電報については、現在多額の赤字を生じており、給与ベースの改訂に伴い、ますますその傾向が増大いたしましたので、相当大幅の値上げを行う必要があるのであります。今回は最小限度の値上げにとどめるとし、市外電報の基本料現行十字まで五十円を六十円に改正し、累加料その他の電報

料はすえ置くこととしたのであります。

次に市内電話料金につきましては、度数制局は市内通話一度数ごとに現在の五円を十円に値上げするとともに、基本料について最低度数制を採用し、一箇月六十度数までの通話度数は基本料に含めることとし、これに伴い度数制局における事務用と住宅用の区別を廃止することとし、定額制局における使用料は度数制局の料金との均衡を考慮して、平均二七%の値上げを行うこととしたのであります。なお度数制局における度数料及び基本料の合計は、平均約五割の値上げと相なります。附加使用料、加入料及び装置料につきましてはすえ置くこととしたのであります。

次に市外通話料については、現在近距離区間における料金が相当原価を割つておりますので、これを経費に対応する合理的な料金に是正するという見地からこの際この区間の料金値上げを行うこととし、現行の待時区間の最低料金七円を十円とし、三百八十キロまでの区間についてそれより十円ずつの値上げを行い、これを越える区間についてはすえ置くこととしたのであります。また即時、準即時区間の料金は、現行待時区間の普通通話料の約五割増となつておりますが、CLR方式等の採用を考慮して、五ないし八割増とすることとしたのであります。

前に申し上げました有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行期日を八月一日と定め、また、これらの法律の施行に伴い、これらの法律に吸収せられる電信線電話線建設条例、電信法及び電信電話料金の三法を廃止し、これらの法律の廃止に伴い必要な経過規定を規定しております。

このうち主な事項といたしましては、明治三十九年から大正八年までの間に五円ないし十五円を納付して今日に至るまで電話の設置を見ないものが、原簿上約十二万あるものでありますが、この際これらの権利の帰属を確定整理して、なるべくすみやかに架設して行くこととしたのであります。

なお有線電気通信法及び公衆電気通信法の施行に伴い、電話設備費負担臨時措置法、電波法、海底線保護万国連合条約罰則等の関係法令を改正することとしたのであります。

以上まことに簡単であります。有線電気通信法案等の三法案の提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○成田委員長 この際お諮りいたします。ただいま説明を聞きましました三法案につきまして、審査の必要上来る三十日及び七月一日の両日に、参考人の意見を聞くことといたしたいと存しますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○成田委員長 御異議なしと認め、さように決めます。
なお参考人の選定につきましては委員長に御一任願いたいと存しますが、

御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○成田委員長 御異議なしと認め、さように決めます。

○成田委員長 それでは質疑に入りまします。質疑は通告順に従ひこれを許します。松前重義君。

○松前委員 電気通信省が電信電話公社に移行するに伴ひまして、国際電信電話事業は国際電信電話株式会社に移行されたのであります。国際電信電話株式会社の設立に關しましては、いろいろ異論をはさむものもあつたのでありますけれども、今日一応公社ができて上つて運用されておるのであります。この国際電信電話株式会社のその後の運用の状況、あるいはまた株式の配分の状況、あるいは本年度における収支の見込み、あるいはまた国際電信電話事業は、終戦後における国際的な通信の需要を満たすために起つたものであります。戦争中あるいは戦争前における設備を全部継承したしてありますので、現在のところ必ずしもその設備の全部を使つておるものとは認められないのであります。その辺の設備をどのくらいの割合で使つておるのか、こういう点について少しばかり大臣から御説明をお願いしたいと思います。

○塚田國務大臣 まことに恐縮でございますが、どうもこまかいことはまだあまりよく説明を受けておりません。何か国際電信電話株式会社の株式が今度大体全額売却されまして、それが今度の拡張資金に三十二億入つて来るというところになっておりますので、私も先般それがどなたのところに売却され

る予定になつておるか、従つて将来この会社の株主がどういふ人々によつて構成されるかについて関心を持つて聞いたのであります。その点については、まだ私のところまで説明が参つておりませんので、恐縮でございますが、事務当局からわかる範囲でお聞き願ひたいと思ひます。

○金光政府委員 ただいまの御質問につきましては、本日は詳細な資料を手元に持ち合せておりませんので、ただいまわかりませんことにつきまして概要お答え申し上げたいと思ひます。

第一点の、会社設立後における運用状況はどうなつておるかというお尋ねでございますが、御承知のように本年の四月一日から国際電信電話株式会社が、従来公社のやつておりました国際電信電話業務を継承して業務を開始いたしましたのであります。その後におきます業務の運用状況は、大体において正常な運用を続けておるというふうに見えておるわけでございます。

第二の株式の配分状況でございますが、御承知のように当会社の資本金は三十三億でございますがそのうちの三十二億は、公社の持つておりました設備を現物出資することにより、現物出資に對します株式と相なつておるわけでございます。この現物出資に對します株式は、会社より公社に交付いたしましたので、さらに公社から政府の方にその株式は帰属いたしておるのでございます。そこで本年度の当初の計画におきましては、この国際電信株式会社の株式につきましては、三十二億のうち二十億を民間に売却することになつておつたわけであります。それにつきましては、大蔵省の方が国有財産の管理、

処分という主管庁でございまして、大蔵省におきまして、この二十億につきましては、先般安定株主を確保するという建前から、金融機関あるいは報道機関、大企業等にこの株式を配分したわけでありまして、この株式は額面額で出しております。なおあとの十二億につきましては、当初これを出す予定になつておりませんでしたので、これにつきましてはまだいまだ政府の方で保有いたしております。これにつきましては、今回定まりました本予算によりまして、三十二億全部を本年度中に売り出しまして、それによりまして、対価を公社の建設資金にまわすことといたしておりますので、これにつきましてはさらに本年度中に売り払うという予定になつておると思ひますが、時期等につきましてはまだいまだのところまだ判明いたしておらないように存しております。

次に第三点の、本年度の収支状況の見込みはどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては、まだ創業早々でございまして、確たる見込みにつきましては、われ／＼の方としてもまだ数字的の検討をいたしておりません。その点御了承願ひたいと存じます。

最後の第四点の、戦前の設備につきましては全部復旧してはいないではないかというお尋ねでございますが、これにつきましては、お話のごとく戦前持つておりました対外通信回線の全部がまだ復旧いたしておりません。本日は手元に資料を持つて参つておりませんので、そのうちのどれだけが残つているかということにつきましては御説明いたしかねますが、主要な回線につき

ましてはすでに復旧を見ております。戦前持つておりました全部の回線につきましては、まだ／＼復旧してはいないというのが現状でございます。概要お答え申し上げます。

○松前委員 株の配分その他につきましては、あとでよろしゅうございまして、内容の少しこまかい資料を頂戴したいと思ひます。それから設備の運用についても同じでございまして、それから収支の見込みについては、先般伺つてみますと、大体会社ではでき上つておるようであります。おそらく政府でこれを御存じないはずはないと思うのであります。大部分もうかるものだから、あまり表面にお出しにならないのじやないかと邪推しておるのですけれども、その内容についてやはり資料をお願ひしたいと思ひます。大体国際電信電話株式会社の問題につきましては、その資料を拝見しました上でまた後日お尋ねをいたします。

もう一つは、十五国会に政府から提案されました公衆電気通信法案の中に含まれております料金の値上げについては、大体平均一割であつたと記憶しております。ところが同じ吉田内閣のもとにおいて、わずかに数箇月を経た今日、このように二割五分程度も上げなければならぬという理由について、詳しく御説明を願ひたいと思ひます。特に前回に一割ということでお出しになつたのが、今回は二割五分にもなつたということは、同じ政策を持つておる内閣において、どういふ理由によつてそういうことになつたのか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 この問題につきましては、私が郵政大臣に就任いたしましたから、いろいろと検討いたしました。この前に一割になりましたときのいきさつなども調べてみましたところ、この前の一割という考え方の當時も、公社側としてはやはり今と同じように二割五分もしくはそれ以上、約三割に近い数字の値上げを希望しておつたようなわけですね。しかし大蔵省その他の、主として財政当局の意見として、そんなに一律に国の事業を上げるということとは、他の公社の事業、たとえば国鉄、そういうようなものに及ばず影響もどうであらうかということ、あの場合には一応一割というところで押えられたように聞いたのであります。もしそういう考え方であるならば、自分は多少考え方を異にする。電話は鉄道などの場合と違ひまして、一応利用する人たちが制限されておるのであります。加入してある人たちが大部分御利用になるのであるから、この点において、だれでも自由に利用される鉄道などの場合と違ひするのではないかと。何にしても設備を改良、拡充しなければならぬという必要は、これはもうどうなても意見の一致されておるところなのであります。従つてこの必要を満たすために、必ずしも他の国の事業と同じ歩調をとらないでいいということであれば、もう少し大幅に考えてもいいのではないかと。いろいろと検討いたしました結果、さてどの辺の数字、たとえば二割くらいがどうであらうか、二割五分くらいがどうであらうか、それから電話料金の今までの料金と他の物価との上りぐあいはどうであるか、またこれを上げることによつて、日本の国民所得の配分の上に及ぼすいろいろな変化などはどうなるか

というようなことを、きわめて多方面にわたつて検討いたしました。この程度であるならばさしつかえないのじやないか、そういうような考え方から、一応二割五分ということにいたしましたわけでございます。

○松前委員 きわめて抽象的な御意見でございましたが、設備資金を出すために値上げをするのだというお話があらうのであります。それに間違ひはございませんか。

○塚田国務大臣 それに間違ひはございません。

○松前委員 設備資金というものは、大体そのような毎日の通話料金でもつて設備資金に充てるといふことは、必ずしも事業の経営としては適当でないと思はれるのであります。言いかえると、現在の加入者の負担において将来の加入者の分を増設して行くというような概念は、非常に安易な道ではあつても、まじめな建設への道ではない、このように私は思ふのであります。このように私どもは思ふのであります。大臣はどうお考えになりますか。

○塚田国務大臣 その点はまことに御指摘の通りであると思ふのであります。その点は私もさういふ／＼と考へたのであります。先ほどもちよつと申し上げましたように、電話の設備を改良し、拡充して行きますのは、将来の利用者の利益になると同時に、現在の加入者の利益にもなるというところで、そういう考え方からすれば、この設備を改良、拡充するといふ費用は、将来の加入者も背負つていただく、現在の加入者も背負つていただく、こういうように考へる方がいいのではないかと。従つて今度のこの設備改

良の資金を調達いたします。考え方で、約五箇年間に二千七百億くらいの資金を調達したいと考へておるのであります。これだけ料金を値上げいたしました。やはり相当にまだ、御承知のように七十五億からの公債債を募集しなければならぬ。また電話を持つていただく場合に、個々の方々にそれ／＼債券を持つていただくかなければならぬ。こういうように、これから新しい設備拡充に伴ひまして、さらにふえて行きます公社自体の債務と、それから今まで公社が負つております債務、そういうものを考へて行きますと、この五箇年計画が成就したあかつきにおきましての公社自体の経理状況というものは、その限度がもうぎりぎりである。それ以上外部資金をもつてまかなつて行つた場合には、結局金利に追われてしまつて、その時期になつて公社の経営がうまく行くようになるというのには、考へられないほどの非常に大幅の値上げをしなければやつて行けなくなるのではないかと、こういうふうにも考へられますので、一部分現在の加入者にも将来の設備拡充の金を負担していただくという意味合いにおいて、この機会に値上げをいたしましたのであります。

○松前委員 あとでよろしゅうございまして、どのくらいの程度を加入者増設に必要な資金として、今回の値上げの金額の中から充当されるのであるかということ、表をもつて後日お示し願ひたいと思ひます。

その次は、日本の通信工業の問題であります。日本の通信工業は、輸出工業としては、日本の民族性に非常に適合したものであると私は思つてお

ります。でありますから、将来日本の貿易その他の問題を考へても、当然このような、資材のいらぬもので、しかも頭を使い、人力を使つたものを輸出しなければ、日本の立つ道はないと私もはいつも考へております。ところがこれを海外に輸出しようとして、先般パキスタンでありましたか、インドでありましたか、ある商社が入札をしてみたところが、西ドイツの商社の入札の倍であつたといふことあります。大体国際価格としては、倍まで行かなくとも、それに近い値段でもつて輸出しなければ、外国への貿易はもちろんできないし、日本の生産工業は成り立つて行かない、こういうふうな私どもは見ておるのであります。このような意味からいたしまして、西ドイツの電話機その他のいわゆる電信電話の機械類が、半額でつくれるというやうなことであるといたしますならば、日本の通信工業の合理化をはかることによつて、建設資金の大幅な節約と、あるいは同じ予算をもつてすれば、まあ二倍とまでは行かなくとも、相当これは伸ばして行くことができるという言ひが言えるのであります。これは全般的な産業政策ともちろん密接な関係を持つのであります。少くとも電信電話の機械類の需要者の主たるものは電信電話公社でありますので、それを監督される郵政省といたしまして、どのような具体的な案をお持ちになつておるか、これらのコストの引下げ、あるいはまた技術的な指導、あるいはその生産、あるいは海外貿易というやうなものをぐるめまして、お話を願ひたいと思ひます。

○塚田国務大臣 具体的な案はまだ、

まことに申訳ない話であります。これと考へておるものはないのであります。あるいは事務当局におきまして、何か考へたものがあれば、後ほどお答えいたしますが、私といたしましては、ただ自分の一般的なものの考へ方としては、御説まことにござつてもだと思つておられます。厖大なる設備の拡充計画をいたします場合に、購入いたしますものが非常に高いといふことであれば、それが安くなれば、同じ金でもつとたくさん改良、拡充ができる。しかしさういふふうには日本のものが非常に高いといふことは、これは通信工業だけに限つたことではなく、日本工業、ことに戦争から終戦にかけて長い間設備の改良、改善などを怠つておつたといふやうな事情その他いろいろな事情、これは日本の産業全体に付随してあることであります。そこで公社がいかに設備を拡充いたしますと機器とかさういふ物に対しての需要が出て参ります。そこに若干の利益も生むであります。そこから、さういふものはさらに設備の拡充というやうなものに振り向けてもらつて、さうして企業自体の合理化をして、もつと安く、いいものをつくるやうにして行く。さういふことが、政府が今度こういう計画を二割五分の値上げをもつて遂行いたします副作用として、出て来るのではないかと考へておるものであります。従つて非常にたくさん資金をもつて設備拡充計画に乗り出して、そしてたゞ業界を利益させるといふだけの考へ方ではないに、それを通して、この産業をもつと合理的に、安く、いいものをつくるという方の方に持つて行く呼び水にしたいといふやうなことも考へておるわけであり

ます。

○松前委員 どうもまだあまり内容を御存じないやうであります。私から申し上げるのもどうかと思ひますが、事務当局からでもつとこうであります。要するにただいまのお話の中で、あげ足をとるわけではありませぬけれども、コスト高といふものは、すべての日本の産業に共通のものであるからとお逃げになつたやうであります。実はこれは少し性質が違つたものであります。石炭の値段が高い、電力料金も高い、あるいはまた、その他の基礎材料が非常に高い。それを使つて製造したところの硫酸といふやうなもののコスト高の説明には、基礎産業から生れて来る石炭その他が高いのでありますから、十分言えるのであります。電信電話の機械類のとき、ほとんど石炭その他に依存するところのないものには、これはちよつと言えないのであります。これはちよつと云へないものであります。通産省に属しておつても、通産省の方はほとんどおわかりにならぬのであります。さういふから、郵政省自体がこれらの問題の解決に乗り出さなくてはならぬと思つて、ことにこれだけの予算を使つて、相当な拡張をしようとなさつておられるときに、ただむだ使いしてメーカーの高いものを買つてやるだけで、何らの施策もなくこれを流し込む一方であるといふことは、まことにもつとたいない話で、国際市場への進出もほとんど不可能になるというやうなことは、非常なむだ使いになつてしまふといふ感じがするのであります。ただいまの問題につきましましては、事務当局から抱負、経緯、その他公社

の指導方針、あるいはメーカーに対するあなたの方の態度、さういふ点を御説明願ひたいのであります。

○庄司政府委員 お答え申し上げます。と思ひます。先ほど指摘されましたやうに、日本でつとめております電気通信機械が国際市場に出た場合に、競争し得るかどうかという問題は、一、二調べましたところ、平均の価格よりは高いやうであります。この高い理由は一体どこにあるかといふことが、やはり根本的に解決されなければならぬのであります。電氣通信機械といふ面に限り、さらに無線機を除く有線に限りまして、現在のメーカーが発注を受けておる受注先といひますか、それの大部分は電信電話公社でございます。もつと端的に言ひますと、現在の有線電氣通信機械メーカーは、公社に非常に依存してあるといふことが言えるのであります。現在公社に依存しておりますさういふメーカーの生産コストを、どういふふうにするに下げることができるといふことに相なるわけでありまして、先ほど大臣からも少いお話がありましたが、かつての電氣通信省あるいは通信省時代の当時を振り返つてみますと、予算が通りましていよくメーカーに発注するまでの時期、あるいは発注してから納入されるまでの時期を、年間を通して考へますと、非常にでこばこがあるものであります。ある時期に固まつて注文が出て行くことがあり得るものであります。さういふやうな状態であれば、メーカーとしてはそのどつと固まつて来た注文に応じ得るやうな設備をしたいといふ気持ちになるのは当然でありまして、こ

れがもしフラットに出るとすれば、必要の量に対して設備ももう少し少くして済むし、人も少くして済むだらうというやうなことが、観念的には考へられるのであります。さういふ点を是正するならば、メーカーとしても非常にコストを切り下げることができるとはなからうかと思つておられます。さういふ注文を年間を通して平均して出すことができれば、さういふことであります。公社のある年度の建設資金のわくがどのくらいになるかといふことが、相当長期にわたつてはつきりするならば、割合にさういふ計画発注的なことができるのではないかとさういふやうに考へておられます。ところが従来は、公社の建設資金のわくを、政府資金に依存するといふと語弊がありますが、さういふ一ぱいにならなければつきりしない。国会の最後のところまでといひます。政府内部といひます。と、とにかく年度末ぎり／＼にならなければきまらぬといふのが従来の実情であつたのであります。今度さういふ年度一ぱいぎり／＼でなくて、ある程度資金が安定すれば、発注もある程度計画的にできるということによつて、コストを引下げ得るのではないかとさういふことも考へておるのであります。

それから、これは発注技術の問題になつたわけでありまして、そのほか根本的には、一つの機械をつくる場合に、通信機械でいへば、材料費よりも工費の方が多いといふ御指摘のあつたやうに、技術的に相当改善、くふうを加へることによつて、単価も安く、性能のいい機械がつくれるといふことは当然でありまして、この点に對しまし

ては、公社に電気通信研究所をつくりまして、そこで技術的な点に対しては、メーカーだけでなく、メーカーと公社と相まって技術的な進歩をはかっているように聞いておるのであります。簡単でありますがお答えいたします。

○松前委員 だいたいの御説明はある程度首肯し得るのであります。ただ問題は、計画発注をすることによつて、年度別にあまり無理のない発注をするにやうな、メーカーは計画生産に移ることが出来る。従つてコスト低下が可能であるということでありました。でありますならば、この五箇年計画の中に盛り込まれておる数字の中には、コストの引下げを見込んでおられるのかどうか、お伺いいたします。

○塚田国務大臣 この計画は、一応コストの引下げを含まない数字であります。機器の値段は現在の通りであるという想定のもとに計画をいたしております。

○松前委員 これは議論になります。が、おおよそ計画なるものは、少くとも日本の今最も切実なる要求であるコスト引下げその他についての具体的な目標と自信のある施策が講ぜられるならば、当然コストは引下げ得るものであります。ただいまの御説明の中に、いろいろ研究機関を使うということ、あるいは、計画生産によつてコストを下げるということ、これはまことにものつと具体的な施策ではあります。しかしそれが具体的に予算の中においてどのように生きておるかということ、は後刻私もう少し調べて御質問をしたいと思います。とにかく当然コスト引下げを見込んで、計画を組む

べきだということを私は申し上げたいのであります。この問題につきましては、後日また御質問いたします。

もう一つはこの法案の中に盛り込まれておるPBXの問題であります。PBXは郵政省においてPBXの工事のとき、PBXの監督をして、合格、不合格をおきめになるのであります。いかがですか。

○庄司政府委員 PBXの検査は、公社で検査をするという建前にしてあります。

○松前委員 PBXに関する監督上の規定その他のものをおつくりになつておいてよろしいですか。

○庄司政府委員 ちよつと御質問がはつきりしなかつたのであります。けれども、PBXの検査をする場合の技術基準のことをごさいますか、あるいは検査をする人の場合でございませうか、はつきりしなかつたのであります。

○松前委員 両方を含みます。

○庄司政府委員 PBXの技術基準といふものと、PBXを公社の線に接続する場合に、接続することによつて公社側の設備に何らかの影響を与えるわけでありまして、その影響が公社が現在保守しておりますレベル程度の影響を及ぼすものであればいいという前提のもとに、PBXに対してもある程度の技術基準を適用しまして、この技術基準に適合しないものは接続しないという建前になつておまして、その技術基準は現在一応下案であります。用意してございます。

それからもう一点、その技術基準ができておりました場合に、これを検査するということになるわけでございますが、この検査は公社の職員がこれに

当るといふ建前になつておまして、公社の職員も現在つくりつつある技術基準を技術的に判断できるような人たちをもつてこれに充てるという方針で、PBXの接続の件数が今にわかにはたくさんは出ない、漸増して来るという考えのもとに、現在おる職員をもつて検査に充当するということにしてあります。将来検査件数がふえるに従つて検査要員を養成してふやすということにしてあります。

○松前委員 PBXを担当するであろうところの人の資格その他についての基準あるいは試験制度その他はおつくりになつておられますか。

○庄司政府委員 だいたいの御質問は、PBXを試験するという建前ではなくして、PBXを保守し、あるいは建設する技術者の資格をどうするかという趣旨の御質問だと思ひますが、PBXの施設を建設したり、あるいは保守したりするためには、ただたれでもこういう施設の建設に当つていい、あるいは保守に当つていいとは言えないのであります。ある程度の資格といふべきで、能力のある人がこれに当らなければならぬということに当然であります。そういう意味で今度はPBXの施設をされるというときには、ある程度の試験を課することにしたしております。

○松前委員 今の問題については、資料がありましたらひとつ御提出をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、PBXを施設しようとする人は、しろうとでありませう。電信電話のことはおわかりにならない人である。そしてPBXを施設し

てやる工事者はしろうとであります。従つてそのしろうとに対してしろうとである工事者は適当にこまかして、そうしてちよつとした故障でもこれを直したときに非常に多額の金を請求する。かつてPBXが民間に移譲されておつたときに、そういう弊害が非常に多かつた。そういうふうな技術は達者だけれども、信頼のおけない人間によつてこれが行われるときに、非常に弊害がかつて行われたことがある。であるからしてこれを統一して、できるだけ大きな会社に責任あるやり方をさせて、大衆に迷惑をかけないようにしなかつた。そういうことを痛感されておつた事態があつて、今日のように電電公社が直接やるようになったのであります。これらにつきましては、今後はその工事価格の問題については、これは郵政省であるが、電電公社であるか存じませんが、何らかの干渉という語弊があるが、全然関心を持たれないのであります。

○塚田国務大臣 これは全然ほつておくといいわけにはいかないのではないかと考えております。ただどういふぐあいにはいたしたらいふか、自分もまだはつきりわかりませんが、ただものもの考え方といたしましては、公社の者もする、民間の者もする、また民間の者の場合には御指摘のようにより信用のおけない、小規模の者にやらせるといふことでなくして、何らかの制限を設けて、そうしてその上に適当な監督規定を置くというようにすることが必要ではないかと考えております。とにかく利用者たる一般国民大衆に御迷惑をかけるというのを頭に置いて、いろいろ考へて行かなくちやならないと考へ

ております。

○松前委員 抽象的なお話としては一応考えられるのでありますけれども、ひとつ具体的な内容についてお示しをお願いしたいと思います。信用ある者にやらせると申されますが、いかなる者が信用ある者であるか。あるいはまたコストの問題その他について、これを公社程度にやらせればよろしいというものの、なか／＼しろうとではそれがあつた。信頼を持つてそういう人に頼むわけにはいかない。それなら公社に頼んだらいいじゃないかということも言えませうが、その辺はむしろ業者の方は口がうまいでしようし、上手に注文はとつて来るといううなことで、だん／＼弊害が多くなるおそれがある。で、これらに対処する郵政省としての、だいたいま大臣の御説明にあられましたことの具体的な内容をお示し願ひたいと思ひます。これだけを私は御質問申し上げまして、あとは後日／＼な資料をいただきましてから質問をいたしたいと思ひます。

○庄司政府委員 だいたいまの松前委員の御質問に対して、具体的にこう／＼こういう手を打つのだというふうなものはつきりしたものは、まだ用意できておらないのであります。それで将来そういう点について十分研究をいたしまして、具体案をつくりたいと考えております。

○松前委員 その点は非常に重大な問題でありますので、この委員会の継続されておる間におつくりになりまして御提出をお願いしたいと思います。

○成田委員長 今松前委員の御請求になりました、たとえば国際電信電話株式会社の株式の売却、営業状況その他

の資料でございますが、大体いつころまでにお出し願えますか。

○庄司政府委員 一週間くらいでよろしゅうございませうか。

○成田委員長 では間違いない……。

甲斐政務君

○甲斐委員 ここに三法案が提出されております。それら重要な点を含んでおるものであります。大臣は就任以来日浅く、十分御研究がないかも知れませんし、われ／＼もきよう初めで、さらに研究いたしたいと思つて、おおい御質問いたしたいと思つて、ただこのうち、一般国民生活に最も影響を引起す、また輿論も相当沸騰する形になつて来ておる料金の問題であります。これに關しましては、すでに日銀の政策委員会から値上げ反対の申入れがあつたと聞いております。それが私どもの手元に、証券業者であるとかあるいは中小企業者、各種団体、また東京都の二十三特別区の区長であるとか議長であるとか、その他各方面から陳情書の形や要請書の形で、反対の意思が表明されて来ておるわけであり、これについては大臣もすでにごらんになつたことと思つて、ごらんになつたといひますならば、こうした反対意見が首肯すべきものであるか、もつともであるか、あるいははるに足らない反対意見であるか、どうお考えになつておるか、承りたいと思つております。

た中小企業者の今の貧困状態、これはここで御説明するまでもないと思つて、この値上げによつてきつて大い打撃を受けなければならぬ。また通信機関、放送機関等、頻りに電話を使うところにおいては、同様のことが言われると思つておられます。公社側の御説明によりまして、電話を持つておるところにおいては、こうした値上げがあつてもこれに対する負担能力があるから、設備改善のためにさういふ値上げによつて負担をわかつてもらふといふのでありますけれども、申すまでもなく電話というものは、国民の生活必需品であります。単に加入者がけが利用するわけではございません。またこの値上げによつて、さらに言へば、わが国のインフレに対して相当高進する動機を与えることになることもわれ／＼はおそれておるのであります。こういう意味からいたしまして、この値上げについては十分検討になつたと思つて、これに対する所見を承りたいと思つて、

次に、また二割五分の値上げということが言われておりますけれども、現実においてはもつと大幅になり、公衆電話においては一〇〇%、一般家庭電話においては三三%という計算が成り立つております。さらにまた、頻りにこれを使うところにおきまして、二割五分ではなくして五割、六割、あるいは八割以上にも値上りが現実に結果するといふようなことになるように押されるのであります。これらについてはどうお考えでありましようか。われ／＼といひましては、この問題について明日電電公社の方からの説明も承り、また数字的に具体的に研究をいたしまして、いづれつづ込んで御説明を承りたいと思つて、とらええす以上のことだけをまず御質問したいと思つて、

○塚田國務大臣 お尋ねの電話料金の値上げに対するいろいろな反対論というものは私も私も値上げを決定いたしました前及び決定をいたしました後においても聞いておりますが、大別いたしまして一般的な物価の観点からの反対論と、個々の利用される方々の立場からの反対論と、二様にわけられると思つておられます。日銀の政策委員会などが要望いたしました意見は、政府が低物価政策を推進して今日、国が自分の政策でもつて料金を決定できることという事業の値上げをすることは、適当でないといふやうな考え方であると思つておられます。また証券業者や報道機関からの反対論は利用者側の立場からである、こゝういふように了解してゐる。一般的な観点からの、政府は低物価政策をとつてゐる。それに自分のものを値上げするといふことは適当でない、これは考え方としてはまさにその通りであると思つておられます。その点は十分考慮いたしましたのであり、従つて前回が一割といふところへおちつきました。その考え方が強く出て来たからであると思つて、私もいろいろ検討いたしました結果、今日の情勢ではこの程度の値上げをいたしまして、そのうち意味においては大きく日本の経済に響くところがないといふやうな、こゝういふやうに考えましたのがこの二割五分に賛成をいたしました理由であり、また個々の利用者の立場としての反対論は、非常にたくさん使つておられる方々は、急激にそ

の電話料支出がふえるのでありまして、前年度から今年度にかけて、また前期から今期にかけて業績の上に非常に大きな変化が来るという意味において、経営がその面から苦しくなつて来るといふことは確かにあると思つておられます。この面からの反対論に対して、今度の値上げ料率のこまかい内訳について、若干考えなければならぬ一面があるのかもしれないといふことを、実はその後において考えておるわけでありまして、これは国会の御審議を通じて皆さんの御意見も伺ひ、その上でお検討してみたいと思つておられます。

それから二割五分と称しながら、実はそれ以上になつておるといふのは御指摘の通りでありまして、手数料などは百パーセント値上げで、平均いたしまして大体三割近い値上げといふことになつておるやうに考えられます。しかしそれと同時に、たとえば市外通話などは、現在は普通通話でありますけれども、ほとんど通らないといふことでも、ちよつと急ぐのはほとんど特急でもつてやつておる。特急は普通の三倍といふことになつておるのでありますから、これは設備拡充などができるやうになつて、普通で今の特急くらいのスピードでどん／＼出て来るやうになれば、その結果、形式的には料率の値上げはあつたが、そのあかつきには実質的にはかえつて安い費用でもつと早く電話が通るやうになるという利便も得られるといふ考え方も、設備の改良、拡充が行われれば、市外、市内ともに全般的に出て来るのではないかと。従つて一応今日は値上げが出て来られども、長い将来——長い将来と申しても、逐次設備改善ができて来れば、かえつて実質的には値下げができるのではないかと、こゝういふやうに考えて、なるべく早くこゝういふ状態に持つて行きたいといふやうに考えましたのが、今度の値上げをいたした理由であります。

○成田委員長 中村梅吉君。

○中村梅吉委員 私はまず第一に委員長にお願ひを一つ申し上げたいと思つて、この電話料金値上げの問題は、今も甲斐君からお話のように、世間に非常に大きく影響を及ぼして、世間では十分慎重な検討を加える必要があるだらうと思つて、こゝういふ意味から言ひますと、電電公社の予算は予算委員会の審議の権限に属してあります。この委員会において一度電電公社の予算の御説明を詳細に拝聴いたしまして、そして予算内容を十分に検討して、これほどの値上げをしなくても他に節約輸出すべき余地があるのではないかと、こゝういふ点を十分検討してみれば、要があると思つて、こゝういふ意味において、委員長において次の理事会にお諮りの上、しかるべくその点を御配慮を願ひたいと思つて、

それから大臣に、電信電話事業に關する根本的な問題について、またこゝういふ擴張設計画についての政府の考え方について、実は伺ひたいと思つて、ことであられますから、次の機会において大臣の出席を得てわれ／＼質疑をかわす機会がありますならば、その機会に譲りたいと思つて、いかがでしょうか。

さいますが、あす電電公社の総裁、副総裁、理事の方に御出席願ひまして、公社事業全般についての説明を聞くことになつておりますから、その際あわせて予算の問題もお聞き願ひまして、引続いて政府委員の形で出席を願ひまして、十分予算の点は検討したいと思つております。さよう御了承願ひたいと思つております。

それでは本日の質疑はこの程度で打ち切ります。この際お諮りしたいと思いますが、ただいまも中村委員から御要望がありましたのに関連をしておるのでありますが、日本電信電話公社の総裁、副総裁、理事等に、本委員会に出席を求める場合の取扱いについて御了承を得ておきたいと存じます。すなわち日本電信電話公社の経営については、本委員会として所管大臣、政府委員に出席を求めて説明を聴取し、あるいは質疑をいたすことが当然であります。しかしながら今後審査または調査の過程におきまして、直接公社の総裁、副総裁、理事等より、独自の立場で意見あるいは説明を求める必要がしばしば起り得ると考えられます。かような場合におきまして、その都度参考人として出席を求めることなく、説明員に準じて委員長において適宜出席を求めることといたしたいと存じますが、この点につきましては他の委員会における、たとえば国鉄、専売公社の総裁等に対する取扱にも同様にいたしておりますので、先例によりまして本委員会もまたさような取扱いをいたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○成田委員長 御異議なしと認めまし

で、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十八分散会

昭和二十八年六月二十七日印刷

昭和二十八年六月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局